

「仏暦二四八三年・破産法令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二四八三年・破産法令

* 仏暦二五四七年（西暦二〇〇四年）破産法令（第七版）まで、会社更生部分の改正を織り込んで訳出

[前文省略]

第一条

本法令を「仏暦二四八三年・破産法令（プララーチャバンヤット・ロムララーイ）」と呼ぶ。

第二条

本法令は仏暦二四八四年一月一日より施行する。

本法令の規定を、訴因が本法令の施行日の前に生じたか後に生じたかに関わらず、その施行日以降に裁判所に提起された全ての破産訴訟、並びに裁判所または管財官が手続き中の全ての破産訴訟に適用する。

第三条

本法令をプラナコン県、トンブリ県、サムットプラカン県、ノンタブリ県の区域で施行し、いずれかの時にその他のいずれかの県に施行することが相当と判断した時には勅令により公示することができる。

第四条

本法令の施行日より、ラタナコーシン暦一三〇年破産法令、仏暦二四七〇年改正破産法令、仏暦二四七四年改正破産法令、及び本法令に規定のある部分において、もしくは本法令の規定と相反する一連の法律、規定、規則を廃止する。

第五条

法務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく任務遂行のための職員の任免、省令の制定、事務規則の制定で権限を有する。

省令は官報で公示された時に施行することができる。

第六条

本法令において、別様の内容が示されていない限り、

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

「管財官（チャオパナックガーン・ピタク・サップ）」とは、管財官が職務代行を委任し

た者までも意味する。

[注／直訳すれば「財産を守る職員」。日本の管財人に相当するが、財産保全命令前から機能する点、事業更生では更生計画を策定する者、更生計画を実行する者が別に規定されていることなどを考慮して管財官と訳します]

「執行官（チャオパナックガーン・バンカップ・カディ）」とは、民事訴訟法典に基づく執行官も意味する。

「有担保債権者（チャオニー・ミー・プラカン）」とは、抵当、質または留置権において債務者の財産上の権利を有する債権者、または質権者と同じ先取特権を有する債権者を意味する。

「破産訴訟手続き（クラブワン・ピチャラナー・カディ・ロムララーイ）」とは、訴訟の開始から集結までの、裁判所に対する、もしくは管財官に対する行為を問わず、本法令に規定された手続きを意味する。

「判決（ピパークサー）」とは、裁判所が命令として下す決定も意味する。

「財産保全（ピタク・サップ）」とは、保全処分または仮処分を意味する。

「決議（マティ）」とは、債権者集会に自ら出席した、もしくは他の者に委任して出席させた債権者がその決議で票を投じ、その過半の債権額を有する側の債権者の決議を意味する。

「特別決議（マティ・ピセート）」とは、債権者集会に自ら出席した、もしくは他の者に委任して出席させた債権者がその決議で票を投じ、過半の債権額を有し、かつ出席債権者の債権総額の4分の3の債権額を有する決議を意味する。

「債務者の内部者（ブッコン・パーイナイ・コーン・ルークニー）」とは、以下を意味する。

(一) 債務者の取締役、マネージャー、マネージング・パートナー、無限責任パートナー、事業運営責任者、または会計監査人。

(二) 債務者の全発行済み株式数の5%を超える株式を保有する株主。

(三) 債務者または(一)もしくは(二)に基づく者の配偶者及び成人の子。

(四) 債務者または(一)もしくは(二)もしくは(三)に基づく者がパートナーとなっている普通パートナーシップ [注／合名会社に相当]。

(五) 債務者または(一)もしくは(二)もしくは(三)に基づく者が無限責任パートナーになっている有限パートナーシップ [注／合資会社に相当]、または有限パートナーシップの全持分の30%超の合計持分を有する有限責任パートナーとなっている有限パートナーシップ。

(六) 債務者、または(一)(二)(三)に基づく者、または(四)もしくは(五)に基づくパートナーシップがその会社の全発行株式数の30%超の合計株式数を保有する株式会社または公開株式会社。

(七) 債務者または(一)から(六)までに基づく者がその会社の全発行株式数の30%

超の合計株式数を保有する株式会社または公開株式会社。

(八) (四) (五) (六) または (七) に基づく普通パートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社または公開株式会社の取締役、マネージャー、マネージング・パートナー、無限責任パートナー、事業運営責任者、もしくは会計監査人、または当該人物の配偶者及び成人の子。

「悪意の破産者 (ブッコン・ロムララーイ・トゥチャリット)」とは、裁判所が本法令の第一六三条から第一七〇条までに基づく犯罪があったことを判決した破産者、または刑法典に基づき横領もしくは詐欺行為による破産者、または横領もしくは詐欺行為に関与した破産者、公衆詐欺借入法に基づき公衆詐欺である資金借入の形態にある違反行為に関与した破産者を意味する。

第一章 破産申立から復権までの手続き

第一節 破産申立及び財産保全命令

第七条

債務超過にある債務者は、王国内に住所を有するか、破産申立時に、またはそれ以前の1年以内に自己により、もしくは代理人により王国内で事業を営んでいれば、裁判所から破産宣告を受けることができる。

第八条

以下のいずれかの事由があれば、債務者は債務超過であるものとまず推定する。

(一) 債務者が自己の債権者の利益のために他者に自己の財産または財産管理権を譲渡する。このときその行為が王国内であるか王国外であるかを問わない。

(二) 債務者が欺瞞の意図をもって、または詐欺により自己の財産を譲渡する、または引き渡す。このときその行為が王国内であるか王国外であるかを問わない。

(三) 債務者が自己の財産を譲渡する、またはその財産に何らかの物権を設定し、債務者が破産すれば有利な提供とみなさなければならない場合。このときその行為が王国内であるか王国外であるかを問わない。

(四) 債務者が債務弁済を遅らせる、または債権者が債務弁済を受けられないようにするために以下のいずれかの行為をなす。

a、王国から出国する、またはすでに出国し、国外にいる。

b、居住していた家から消える、または家の中に隠れる、もしくは逃亡その他の方法で隠れる、または事業所を閉じる。

c、裁判所の権限外に財産を移す。

d、自己が弁済義務のない弁済を強制する判決を受けようとする。

(五) 債務者が強制執行令状に基づき財産を差し押さえられる、または差し押さえられる何らかの財産がなく債務弁済できない。

(六) 債務者がいずれかの訴訟で裁判所に対し債務弁済できないことを告げた。

(七) 債務者が自己のある一人の債権者に対し債務弁済できないことを通知した。

(八) 債務者が二人以上の債権者に対し和解をもちかけた。

(九) 債務者が債権者から30日以上の間をおいて2回以上、債務弁済の催告を受けたが、履行しなかった。

第九条

債権者は以下の時、債務者の破産を訴えることができる。

(一) 債務者が債務超過にある。

(二) 自然人が債務者の場合、原告である債権者が一人もしくは複数で100万パーツ以上の債務がある。または法人が債務者の場合、原告である債権者が一人もしくは複数で200万パーツ以上の債務がある。

(三) 債務が支払期にあるか将来の支払いであるかどうかを問わず、その債務額が確定できる。

第一〇条

第九条の規定下に、有担保債権者は以下の時に債務者の破産を訴えることができる。

(一) 担保物を上回る債務者の財産に対する債務弁済を禁じられた者ではない。かつ

(二) 訴えで債務者が破産すれば担保が他の債権者の利益のために放棄を余儀なくされることを申し立てる、または訴えにおける担保の評価額が自己の債権額と相殺した時に不足額が生じる。このとき自然人が債務者の場合、100万パーツ以上、法人が債務者の場合、200万パーツ以上である。

第一一条

原告である債権者は破産訴訟の訴えを提起する時に5000パーツの費用保証金を裁判所に予納しなければならず、裁判所が許可した場合を除き、訴えを取り下げることはできない。

裁判所は相当との判断に基づき費用保証金の追加予納を原告である債権者に求める権限を有する。

第十二条

一人の債務者の破産で複数の訴えがある、または債務者各人の破産で複数の訴えがある場合、裁判所は審理の併合を命じる権限を有する。

第一三条

裁判所が破産の訴えの受理を命じた時、至急に手続き期日を定め、召喚状を発行し、手続き期日より7日以上前に債務者に訴状の謄本を送達する。

第一四条

債権者の訴えに基づく破産訴訟の手続きにおいて、裁判所は第九条または第一〇条に規定されたところに基づく事実を審理しなければならない。裁判所が事実を確認すれば債務者の財産保全を命じる。事実を確認できない、もしくは債務者が全債務を弁済できることを究明した、または債務者を破産させるべきではないその他の事由があれば、裁判所は訴えを棄却する。

第一五条

債務者が保全処分を受けていない限り、いずれかの債権者がその債務者を破産訴訟でさらに訴えることができる。ただし裁判所が債務者の財産の保全処分を命じた時、他の債権者がその同じ債務者を訴えた破産訴訟は廃止される。

第一六条

裁判所が破産訴訟の訴えを受理した時、原告である債権者が申立により単独に訴え、債務者が以下のいずれかの行為をなしたことについて原告が究明すれば、

- a、債権者が債務弁済を受けられないようにする意図をもって、裁判所の権限外に出る、もしくは出ようとしている。またはすでに出て戻ってこない。
- b、破産訴訟において債権者の利益となる財産、社印、会計帳簿または書類を秘匿、隠匿、譲渡、売却、販売もしくは移動し、裁判所の権限外に置く。または当該行為をしようとしている。
- c、債権者を欺く、もしくは欺こうとする行為、または本法令に基づき罰せられる何らかの違法行為、もしくはそうした違法行為をしようとしている。

裁判所は以下のいずれかを命じる権限を有する。

(一) 管財官が日照時間内に債務者の住宅または業務地に立ち入り、債務者の財産、社印、会計帳簿もしくは書類を調べる。管財官はこのとき債務者を取り調べる、または取り調べのため債権者に召喚状を発行する権限を有する。

(二) 債務者が裁判所の権限外に逃れず、裁判所が命じた時にいつでも出頭することを保証し、裁判所を満足させる。債務者が保証できない場合、裁判所は債務者の勾留を命じる権限を有する。このとき勾留期間は1回につき1か月を超えず、合計した時に6か月を超えない。

(三) 裁判所が債務者の破産を宣告するまで、または裁判所が訴えを棄却するまで、もしくは債務者が保証し、裁判所を満足させるまで、債務者を勾留するため逮捕状を発行す

る。

第一七条

裁判所が債務者の財産保全を命じる前に、原告である債権者は債務者の財産保全で仮処分を申し立てることにより単独で訴えることができる。裁判所がその訴えを受理した時、直ちに調査する。裁判所が訴因を認めれば、債務者の財産保全の仮処分を命じる。このとき当該命令の前に原告である債権者に、債務者の損害額について相当と判断される額、保証させることもできる。

第一八条

第一六条または第一七条に基づく命令について、裁判所の判断により、もしくは債務者の申し立てにより変更是正すべき事由があれば、裁判所はその命令を取り消す、または相当の判断に基づき別段の命令を出す権限を有する。

第一九条

財産保全命令は、管財官をして債務者の社印、会計帳簿及び書類、及び破産訴訟で配当できる債務者または他者が占有している財産を差し押さえさせる裁判所の令状と同じとみなす。

財産の差し押さえにおいて、管財官は債務者のものである、または債務者が占有した場所に立ち入る権限を有し、その場所に立ち入るために必要に応じて金庫、ケースその他の保管所を開封するなど強制捜索する権限を有する。

本条に基づき差し押さえた財産は、裁判所が債務者の破産を宣告するまで売却を禁じる。ただしその財産が劣化しやすい、もしくは時間が経てば損害リスクがある、またはその財産の価値を超えて費用が生じる場合はその限りではない。

第二〇条

債務者の財産が債務者のものではない建物、家屋またはその他の場所に隠匿されていると信じられる事由があると判断した時、裁判所は管財官または裁判所のその他の職員に捜索状を発行し、その令状の内容に基づく手続きをとる権限を付与する権限を有する。

第二一条

管財官が申し立てた時、裁判所は郵便、電報またはその他の通信に係る部署もしくは事業者、債務者が財産保全を命じられた日から6か月前までに債務者に届いた電報、郵便物、手紙、書状、電子データ、もしくはその他の通信データを管財官に送付するよう命じる権限を有する。

第二二条

債務者の財産保全を裁判所が命じた時、管財官のみが以下の権限を有する。

(一) 債務者の財産の管理及び販売、または債務者の残存事業を完了させるために必要な行為。

(二) 債務者のものとなる、もしくは債務者が他者から受け取る権利のある金銭または財産の保管及び受け取り。

(三) 債務者の財産に係る和解または訴え、もしくは訴訟上の対抗。

第二三条

債務者が財産保全命令を知った時、債務者は占有下にある自己の財産、社印、会計帳簿、及び財産、事業に係る書類を全て管財官に引き渡さなければならない。

第二四条

裁判所が債務者の財産保全を命じた時、債務者は自己の財産または事業に係る何らかの行為をなすことが禁じられる。ただし本法令に規定されたところに基づく裁判所、管財官、財産管理人または債権者集会の命令もしくは承認に従った行為はその限りではない。

第二五条

管財官は財産保全命令時に裁判所で審理中の債務者の財産に係る民事訴訟に参加し、管財官が申し立てにより求めた時、裁判所はその民事訴訟の審理を中止させる命令、または相当との判断に基づく何らかの命令を出す権限を有する。

第二六条

裁判所が債務者の財産保全命令を出していない限り、債権者は本法令に基づき支払いを求めることができる債権に係る民事訴訟を起こすことができる。この場合、前条の規定を準用する。

第二七条

裁判所が債務者の財産保全命令を出した後、債権者は支払いを求めることができるが、本法令に掲げた方法に従ってこれをなす。このとき判決に基づく債権者であるか、民事訴訟に訴え、その訴訟が審理中の債権者であるかどうかを問わない。

第二八条

裁判所が財産保全命令を出した時、管財官はその命令を官報及び一部以上の日刊新聞で公告する。その公告においては破産の申し立て、裁判所の命令日、債務者の名、住所及び職業を示す。

財産保全命令の公告において、債権者が管財官に対して債務弁済を求める期日を通知する。

第二九条

債権者が悪意をもって第一六条または第一七条に掲げた権限を裁判所に行使させたことが事後に明らかになり、債務者が申立により訴え出た時、裁判所は債権者に対し相当との判断に基づく損害額を債務者に弁償するよう命じる権限を有する。この場合に債権者が裁判所の命令に従わなければ、裁判所はその債権者に対し判決に基づく債務者と同様に強制する権限を有する。

第二節 債務者の事業及び財産に係る説明

第三〇条

裁判所が財産保全命令を出した時、債務者は以下に従わなければならない。

(一) 債務者がその命令を知った時から24時間以内に、債務者は管財官に宣誓し、かつ印刷書式に従って説明しなければならず、いずれかの者とパートナーであるかどうか、もしパートナーがいれば全てのパートナーシップ及びパートナーの名と住所を示す。

(二) 債務者がその命令を知った日から7日以内に、債務者は管財官に宣誓し、かつ印刷書式に従って債務者の事業及び財産に係る説明をしなければならず、債務超過となった事由、財産と債務、債権者の名、住所及び職業、担保として設定した財産及びその設定日、自己の将来得ることになる財産の詳細、配偶者の財産、及び自己が保持する他者の財産を示す。

本条に基づく期間について、特別な事由があれば管財官は相当の延長をなすことができる。

債務者が不在、または本条に基づき説明することができない場合、管財官が代行者となる、もしくは説明で債務者に助力し、そのために必要に応じて他者を雇用して助力させる権限を有する。このときその費用は債務者の破産財団から差し引く。

第三節 債権者集会

第三一条

裁判所が債務者の財産保全を命じた時、管財官は債務者の債務についての和議の申し立てを容認すべきか協議するため、または裁判所に債務者の破産宣告をしてもらうよう申し立て、以後の債務者の財産の管理方法を協議するために、できるだけ速やかに債権者集会を召集する。この集会を第一回債務者集会と呼ぶ。

財務官は7日以上前もって一部以上の日刊新聞に第一回債権者集会の期日を公告し、知

りうる限りの債権者に通知しなければならない。

第三二条

第一回債権者集会は管財官が相当と判断した時、または法律が規定したところに基づき、もしくは裁判所命令に基づき、もしくは債権者が支払いを求めた債務額の4分の1以上の合計債務額を有する債権者が集会召集を文面で要求した時に召集する。

財務官は3日以上前もって、債務支払いを求めた債権者に議題とともに期日を通知し、債務支払いを求める期限前であれば、債務支払いを求めている債権者で債務者が提出したリストに名のある、またはその他の証拠に明らかな債権者にも通知する。

第三三条

管財官は毎回、債権者集会で議長を務め、集会の報告があるようにし、管財官の署名を付して証拠として保管する。

第三四条

債権者集会で投票する権利を有する債権者は、債務支払いを求めることができる債権者でなければならない、かつその集会日より前に債務支払いを求めた債権者でなければならない。

債権者は自ら投票する。または別の者に文面で委任し、代わりに投票させることもできる。

他の債権者と同じ債権者の地位においての部分に基づき得ることができる利益以外に、債権者、代理人、または債権者もしくは代理人のパートナーが直接もしくは間接的に利益を得る協議点において、債権者または代理人は投票することはできない。

第三五条

いずれかの債権者集会での票集計において、管財官は集会に出席した債権者に対し、裁判所が債務支払い要求の受理を命じていない債権者による投票に反対する者がいないか訊ね、反対者がいない場合はその債権者の票も集計する。

反対者がいる場合、管財官は債権額における投票ができる、またはいずれかの額で投票できる、もしくは投票できないことを命じる。管財官がその時点で命令すべきでないと判断すれば、支障について注意した上で、後に管財官がどれだけの分について投票させないと命じた場合に、その債権者による投票のその部分について無効とみなすという要件のもとで債権者に投票させる。

管財官の命令は、裁判所に不服を申し立てることができる。

第三六条

管財官が債権者集会の決議について法律または債権者全体の利益に反すると判断した時、管財官は裁判所に申し立て、裁判所はその決議に従った実施を禁じることができる。ただし債権者集会が決議した日から7日以内に申し立てなければならない。

第四節 債権者委員

第三七条

債権者集会は、本法令に定められたところに基づく債務者の財産管理に係る事業において、債権者を代表する債権者委員の任命を決議することができる。

債権者委員は3人以上、7人以下でなければならない。債権者または債権者により委任された者から選出する。ただしその債権者または債権者により委任された者は、裁判所がその債権者の債務支払い要求の受理を命じた後に、債権者委員としての行為をなすことができる。

第三八条

債権者委員の決議は、集会に出席した者による多数決によってこれをなし、その集会は半数以上の債権者委員の出席をもって成立する。

第三九条

債権者委員は以下の事由により退任する。

- (一) 管財官に辞表を提出して辞任した。
- (二) 裁判所から破産宣告を受けた、または無能力者もしくは準無能力者の宣告を受けた。
- (三) 債権者集会が解任した。このとき7日以上前もって事前に全債権者に解任を通知しておく。

当該事由のいずれかによって債権者委員に欠員が生じた時、管財官は遅延なく債権者集会を召集し、代わりに別の者を選出する。

第四〇条

前条の内容に基づき代替りの債権者委員を選出していない間、債権者委員が半数以上残っていれば、残りの債権者委員は引き続き行為をなすことができる。

第四一条

債権者委員が任命されていない場合、本法令で債権者委員の承認を受ける必要のある行為は、管財官が債権者集会に承認を求める。

第五節 公開債務者調査

第四二条

第一回債権者集会が終わった後、裁判所は至急、公開による債務者の調査をなし、債務者の事業及び財産、超過債務の事由、並びに本法令または破産に係る他の法律に基づく違法行為であるところの、または裁判所が要件なしに破産を廃止することのできない事由となる瑕疵であるところの行為をなした、もしくは不作為があったかどうかについての債務者の行状を調査する。

管財官は7日以上前もって債務者及び債権者に裁判所の公開調査期日を送達し、一部以上の日刊新聞に公告する。

第四三条

公開調査において、債務者は出頭し、第四二条第一段に掲げた件に係る質問に答えなければならない。ここに裁判所は管財官、債務支払いを求めた債権者、または債権者から委任された者に質問させる、または裁判所が相当との判断に基づき自ら質問することができる。裁判所は債務者の証言を記録し、債務者に読み聞かせ、債務者がこれに署名すれば、債務者に対し証拠として使うことができる。ここに債務者は弁護士に代理人になってもらうことはできない。

裁判所が債務者について十分調査した時、裁判所は調査終了を命じ、調査の謄本を管財官に1部送る。この命令は相当の事由がある時に追加の調査を命じる裁判所の権限を損なわない。

第四四条

債務者が心神喪失者または心神耗弱者であり、裁判所が公開調査ができないと判断した時、裁判所は公開調査の中止を命じる、または相当との判断に基づき他の何らかの方法、いずれかの場所での調査を命じる権限を有する。

第六節 破産前の和議

第四五条

債務者が一部債務支払いを求める方法、またはその他の方法で債務の件において合意を望む時、第三〇条に基づく事業及び財産に係る説明をした日から7日以内に、または管財官が定めた期間内に、管財官に文面で和議を申し立てる。

和議申し立てにおいては和議の内容、または事業もしくは財産の管理方法、及びもしあれば担保もしくは保証人の詳細を示さなければならない。

管財官はその申し立てを受け入れるかどうかについての特別決議のため債権者集会を召

集する。

第四六条

債権者集会の特別決議による和議の受け入れは、裁判所が承認を命じるまで債権者を拘束しない。

第四七条

和議申し立ての変更が債権者全般の利益になると管財官または裁判所が判断すれば、債権者は債権者集会時または裁判所の審理時に和議の申し立ての変更を求めることができる。

第四八条

和議申し立ての検討のための債権者集会において、債権者は集会に出席せず、文面をもって投票することができるが、集会日までに管財官がその文面を受け取るようにしなければならない。この場合、その債権者は集会に出席し、自ら投票したものとみなす。

第四九条

債権者が債務者の和議申し立ての受け入れを特別決議した時、債務者または管財官は承認を命じるよう裁判所に求める権限を有する。

この請求の審理期日を決めるにあたっては、管財官が少なくとも7日以上前もって債務者及び全債権者に送達する時間を有するようしなければならない。

第五〇条

裁判所が審理する日より少なくとも3日以上前に、管財官は和議、債務者の事業、財産及び行状に係る報告を裁判所になす。

第五一条

公開債務者調査があるまで裁判所が和議申し立てを審理することを禁じる。ただし債務者が共同で和議を求めた場合に、一部の債務者が傷病にかかっており、または外国におり、裁判所に出頭できないという事由により全債務者の公開調査がまだできず、管財官がその債務者の調査は必要ないと報告した時、裁判所は和議申し立てを審査する権限を有する。ただしこの場合、少なくとも1人の債務者の公開調査がなされていないなければならない。

第六節 破産前の和議

第五二条

裁判所の和議申し立ての承認または承認しない命令において、裁判所は管財官の報告及

びもしあれば債権者の反対意見を審理する。

債務支払いを求めた債権者のみ裁判所に反対する権限を有する。このとき債権者集会で受け入れに賛成投票したかどうかは問わない。

第五三条

以下の場合に裁判所が和議を承認することを禁じる。

(一) 法律が破産者の財産配当について規定した順位に基づく前後の債務支払いについての内容が和議にない。

(二) その和議が債権者全般に利益とならない、または債権者間に有利不利が生じる、もしくは債務者が破産した後に破産廃止となる事由がない何らかの事実関係が明らかである。

第五四条

債務者が破産した後に破産廃止となる事由がないが、要件がある何らかの事実関係が明らかであれば、債権者が支払いを求めることのできる無担保債権額の4分の1以上について債務者が債務支払いを保証した時、裁判所は和議の承認を命じることができる。

その他の場合、裁判所は相当との判断により和議の承認または不承認を命じることができる。

第五五条

裁判所が和議の承認を命じた時、承認命令日から7日以内に、管財官は官報に公示し、一部以上の日刊新聞に公告する。

第五六条

債権者集会が受け入れ、裁判所が承認を命じた和議は、支払いを求めることのできる債務において全債権者を拘束するが、本法令に基づき債務者が破産廃止命令により免除されない債務において、いずれかの債権者を拘束しない。ただしその債権者が和議に同意した場合はその限りではない。

第五七条

いずれかの債権者または管財官は、債務者または保証人が和議の内容に従うよう裁判所に強制を求める権限を有する。

第五八条

和議において、債務支払いのために債務者の財産または事業の管理人を置く場合、債務者の財産管理方法についての第四章、及び管財官についての第五章の規定を準用する。

第五九条

和議は債務者のパートナー、債務者の連帯責任者、保証、債務者の保証人としての形態にある者の責任を免除しない。

第六〇条

債務者が和議で合意した債務支払いで違約した場合、またはその和議が公正に実施に移せないこと、もしくは過度に遅いことが証拠により裁判所に明らかである場合、または悪意の詐害があることにより裁判所が承認を命じた場合、管財官が報告した、または債権者が申し立てた時、裁判所は和議を廃止し、債務者の破産を宣告する権限を有する。ただしその和議に基づきすでになされた行為には影響しない。

裁判所が前段に基づく破産宣告をなした時、管財官は官報で公示し、一部以上の日刊新聞で公告する。その公示・公告においては債務者の名、住所、職業及び破産宣告日を示し、裁判所が和議の承認を命じた日から債務者の破産を宣告した日までに債務者がなした債務について支払いを求める請求を管財官に提出する期日を債権者に知らせる。

第七節 破産宣告

第六一条

裁判所が債務者の財産保全処分を命じ、第一回債権者集会もしくは延期された機会において債権者が裁判所に債務者の破産を宣告するよう求める決議をなした、または何らかの決議をなさなかった、または集会に出席する債権者がいなかった、または和議が承認されなかった時、裁判所は債務者の破産を宣告し、管財官は債権者に配当するため破産者の財産を管理する権限を有する。

管財官は破産宣告を官報で公示し、一部以上の日刊新聞で公告する。公示・公告においては債務者の名、住所、職業及び破産宣告日を示す。

第六二条

債務者の破産は裁判所が財産保全を命じた日から効力を有する。

第八節 破産後の和議

第六三条

裁判所が破産を宣告した後に債務者は和議を申し立てることができる。この場合、破産前の和議についての第六節の規定を準用する。ただし債務者が和議を求めたが成立しなかったことがあれば、成立しなかった最後の和議申し立て日から3か月以内に新たに和議を

申し立てることを禁じる。

裁判所が和議を認可した場合、裁判所は破産廃止を命じる権限、及び債務者が自己の財産に係る管理権限を取り戻すよう命じる権限、または相当との判断に基づくその他の命令権限を有する。

第九節 債務者及び債務者の財産の管理と権利制限

第六四条

財産保全処分を受けた債務者は毎回、債権者集会に出席しなければならない。管財官、債権者委員またはいずれかの債権者による債務者の事業、財産もしくはパートナーに係る尋問について陳述しなければならない。管財官または財産管理人の相当の事由のある命令に基づき、または本法令の規定に基づき、もしくは裁判所の命令に基づき事業、財産または債権者間の配当に係る行為をなさなければならない。

第六五条

裁判所が破産を宣告した後、債務者は全能力をもって財産の売却または債権者への配当に協力しなければならない。管財官が債務者の生命保険契約を必要とする時は医師の検査を受け、そのために必要な質問に答え、諸行為をなさなければならない。

第六六条

裁判所が債務者の破産を宣告した後、管財官が報告した、または債権者が申し立て、裁判所が管財官の報告、もしくは債権者側の証人により、以下のいずれかの行為をしたと信じられる場合、

(一) 破産訴訟手続きを逃れる、または妨害しようとして裁判所の権限区域の外に出た、もしくは出ようとしている、またはすでに出て裁判所の権限区域外に留まっている。

(二) 債権者を欺く行為をなす、もしくはなそうとしている。または本法令に罰則規定のある何らかの違法行為をなす、もしくはなそうとしている。

裁判所は債務者の逮捕状を発行し、債務者が満足できる保証をするまで勾留する権限を有する。ただし勾留は6か月を超えないものとする。

第六七条

裁判所が債務者の財産保全を命じた、または債務者の破産を宣告した後、まだ破産から復権していない時、

(一) 債務者は自己と家族の地位に相当の生活費用のための金額を定めるよう管財官に求めなければならない。破産中に債務者が得た金銭からの支払いは管財官が許可者となり、債務者は管財官が定めた期間内にその残りの金銭または財産を支出入帳簿と共に管財官に

提出しなければならない。

(二) 債務者が何らかの財産を受け取る権利を有する場合、債務者は毎回、管財官に文面で知らせる。このとき相当の期間内に可能な限り詳細を示す。どんな場合であるかを問わず、債務者は6か月ごとに支出入帳簿を管財官に提出しなければならない。

(三) 債務者は出国することができない。ただし裁判所または管財官が文面で許可した場合を除く。住所変更であれば相当の期間内に管財官に新たな住所を文面で通知しなければならない。

第一〇節 破産の廃止

第六七／一条

裁判所が破産を宣告した後、破産者は裁判所が第七一条に基づき破産の廃止を命じた時、または第八一／一条に基づく期間〔注／3年〕が過ぎた時、破産から復権することができる。

第六八条

裁判所が破産を宣告した後、破産者は破産の廃止を命じるよう裁判所に求めるため、裁判所に文面で申し立てることができる。ただし手数料及び費用の保証とするため管財官が相当と判断した5000バーツを超えない金額に基づき、管財官に保証金を納めなければならない。

その申し立ての審理日を決めるにあたって、管財官は14日以上前もって破産者及び債権者に送達し、一部以上の日刊新聞に公告しなければならない。

第六九条

管財官は破産前または破産中の破産者の事業、財産、行状について裁判所に報告し、その報告書の謄本を破産終了申し立ての審理日の7日以上前に破産者に送付する。

第七〇条

破産廃止申し立ての審理において、裁判所は管財官、債権者または債権者代表の説明を聴取し、第六九条に基づき提出された管財官の報告、及びその裁判所の公開調査の報告を調べ、相当との判断に基づき破産者に宣誓させる、または証拠を調べることができる。

第七一条

審理後に以下の場合であると判断すれば裁判所は破産廃止を命じる。

- (一) 債務の支払いを求めた債権者に50%以上配当により支払った。
- (二) 悪意の破産者ではない。

第一段に基づく破産廃止命令において、裁判所はその後に得る財産に係る要件を定めることができるが、その者が第八一／一条に基づき破産の廃止を受けた期間〔注／3年〕を超えてはならない。

第七二条～第七五条〔廃止〕

第七六条

裁判所が破産廃止を命じた時、管財官は官報で公示し、一部以上の日刊新聞に公告する。

第七七条

破産廃止命令は、以下を除き、債務支払いを求められた債務から債務者を免責する。

- (一) 政府または自治市の租税に係る債務。
- (二) 破産者の悪意の詐取により生じた債務、または破産者が関係し知っていた悪意の詐取により債権者が支払いを求めなかった債務。

第七八条

裁判所の破産廃止命令は破産者のパートナー、または共同責任者、保証人、もしくは保証人の態様にある者を免責しない。

第七九条

破産廃止を受けた破産者は、管財官の必要に基づき管財官のもとにある自己の財産の売却及び配当で協力する義務を有する。

破産者が協力しない場合、裁判所は破産廃止命令を取り消す権限を有する。ただし、裁判所がその取り消しを命じるまでの、破産廃止後になされた行為には影響しない。

第八〇条

破産者の管財官に対する支払いによる破産廃止命令において、裁判所はいずれかの年の破産者とその家族の生活費の金額を定め、その命令後に得た財産から拠出させ、債権者に配当するため残った金銭または財産を管財官に送付させる権限、及び毎年得た財産を示す帳簿を管財官に提出させる権限を有する。

管財官への支払いにより破産廃止を受けた破産者は、管財官または裁判所の必要に応じて取得した財産に係る調査もしくは尋問を管財官または裁判所にさせる義務を有する。

破産者が前二段の規定に従わない場合、管財官が申し立てた時、裁判所は破産廃止命令を取り消すことができる。ただし、裁判所がその取り消しを命じるまでの、破産廃止後になされた行為には影響しない。

第八一条

裁判所が破産廃止命令を取り消した時、管財官は官報でこれを公示し、一部以上の日刊新聞に公告するとともに、裁判所が破産廃止を命令してから、裁判所がその取消を命じるまでに債務者がなした債務の支払いを求めるよう債権者に日時を通知する。

第八一／一条

第八一／二条の規定下に、裁判所が破産を宣告した自然人は、破産宣告日から3年が経過した時、直ちにその者の破産が廃止される。ただし以下の場合を除く。

(一) その者が以前に破産宣告を受け、その破産宣告日から裁判所が新たに財産保全を命じるまで5年が経過していない場合は、5年に延長する。

(二) その者が(三)に基づく態様になく、悪意の破産者である場合は、10年に延長する。ただし特別な事由があり、その者が破産宣告されてから5年以内である場合には、裁判所は管財官またはその破産者の申し立てに基づき10年が経過する前に破産廃止を命じることができる。

(三) その者が民衆への詐欺である借入についての法律〔注／詐欺的勧誘で出資させる行為を取り締まる法律〕に基づく民衆への詐欺である借入態様にある違法行為による破産者である場合には、10年に延長する。

(一) (二) または (三) に基づく事由が複数ある場合には、もっとも長期の期間を有する事由に依拠して期間を延長する。

第七六条、第七七条及び第七八条の規定を本条に基づく破産廃止に準用する。

第八一／二条

第八一／一条第一段に基づく3年の期間が満了する前に、管財官は当該時効期間の中断を裁判所に申し立てることができる。

裁判所がその申し立てを受理した時、裁判所は緊急に尋問期日を定め、その期日より7日以上前に破産者に申し立ての謄本を送付する。

第八一／三条

裁判所が第八一／二条に基づく申し立ての尋問をした後、破産者が相当の事由なく財産の収集で管財官に協力しなかったと判断すれば、裁判所は管財官が申し立てた日から、または裁判所が命じた日から裁判所の定めた日まで、第八一／一条に基づく期間の中断を命じる。このとき要件を定めることもできる。

第一段に基づく時効期間の中断は、裁判所が申し立てにより何度も中断を命じたかどうかに関わらず、全期間を合計して2年を超えてはならず、どんな場合であっても裁判所は第八一／一条(一)(二)または(三)に基づく時効期間の中断を命じる、または第八一／一条第一段に基づく3年の期間が経過した後に命じることはできない。

裁判所の本条に基づく命令は最終的なものとする。

第八一／四条

裁判所が第八一／三条に基づき命じた後、状況が変化すれば破産者は当該命令の取消または変更を裁判所に申し立てることができる。

当該申し立てを受理した時、裁判所は尋問期日を定め、7日以上前もって債権者に通知するため申し立ての謄本を管財官に送付する。

裁判所は第八一／三条に基づく命令を取り消す、または変更を命じることができる。

本条に基づく裁判所の命令は最終的なものとする。

第二章 債務者が死亡した場合の審理手続

第八二条

債務者が死亡した場合、債務者が生存していれば債権者が破産を訴えることができるのであれば、債権者は本法令に基づく債務者の財産管理を求め訴えることができるが、債務者が死亡してから1年以内に訴えなければならない。

第八三条

前条の内容に基づく債務者の財産管理の訴えにおいて、債権者はその債務者の代わりに相続人、または相続管理人、相続財産占有者に訴訟に参加するよう請求しなければならない。

請求された者が裁判所に出頭しない、または出頭したが自己が死亡した債務者の相続人、相続管理人もしくは相続財産占有者であることを認めない、または法律に基づきそのような地位にあることを認めない場合、裁判所は尋問した上で、その者が死亡した債務者の代わりに訴訟に参加すべきであると判断すれば、その債務者の代理人となるよう命じる。そうでなければ債権者に対し、死亡した債務者の代わりにその他の者を訴訟に参加するよう請求させる。

第八四条

債務者の相続財産を管理させる判決が出た時、できる限り本法令の規定に従ってその相続財産を管理する。

死亡した債務者の代理人は第三〇条に基づき説明を提出し、そのために必要な費用は相続財産から拠出する。

第八五条

相続人、相続管理人または相続財産占有者が相続財産に係る行為をなした場合、その行

為がどれだけのものであっても、債務者または破産者が本法令の内容に基づきなした行為であるものとみなす。

第八六条

本法令に規定されたところに基づく利息と共に債務を全額支払い、手数料及び諸費用も支払った後、相続財産の残りがあれば、管財官は死亡した債務者の相続人または相続管理人に引き渡す。

第八七条

債務者が審理中または裁判所が破産宣告した後に死亡した場合も、審理手続きは続けられ、本章の規定を適用する。

第三章 債務者が普通パートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社またはその他の法人である場合の手続

第八八条

債務者が登記済み普通パートナーシップ [注／合名会社に相当]、有限パートナーシップ [注／合資会社に相当]、株式会社またはその他の法人である場合、第一章に基づく債権者による破産の訴えのほかに、出資金または株式代金がすべて払い込まれた後、財産が負債に足りないのが明らかであれば、その法人の清算人も裁判所にその法人の破産を申し立てることができる。

裁判所が申し立てを受理した時、直ちにその法人の財産の保全を命じ、債権者集会が1人の債権者を任命し、原告である債権者と同じ権利及び義務を持たせる。

第八九条

登記済み普通パートナーシップまたは有限パートナーシップの財産保全処分を裁判所が命じた時、原告である債権者または管財官は、新たな訴訟を起こさなくとも、そのパートナーシップにおける無限責任パートナーである者についても破産申し立てにより一方的に訴えることができる。

第九〇条

前条に基づく訴えがあった時、原告である債権者または管財官がパートナーである者の財産の仮保全処分を求め、裁判所がその訴因を満たす証拠があると判断した場合、裁判所はその者の財産の仮保全処分を命じる権限を有する。ただし当該命令がある前に、原告である債権者に対し、裁判所が相当と判断した額に基づき損害を保証させることもできる。

裁判所が仮保全処分を命じた者が事後にパートナーではないことが明らかになった場合、

裁判所は財産保全命令の取り消しを命じ、その者が申し立てにより訴えれば、裁判所は保全処分を求めた原告債権者に相当と判断した額に基づき損害賠償するよう命じる、または管財官にパートナーシップの財産から賠償金を支払うよう命じる。

原告である債権者が前段に基づく当該命令に従わない場合、裁判所はその債権者に対し、判決に基づく債務者と同様に強制執行する権限を有する。

第三／一章 債務者の事業更生に係る審理手続 [注／会社更生法部分]

第一節 語義

第九〇／一条

本章において、別段の内容が示されていない限り、

「債権者（チャオニー）」とは、有担保債権者または無担保債券者を意味する。

「債務者（ルークニー）」とは、株式会社、公開株式会社、または省令で規定されたところに基づくその他の法人である債務者を意味する。

「申し立て（カムローンコー）」とは、裁判所に事業更生を命じてもらうための申し立てを意味する。

「申立人（プー・ローンコー）」とは、裁判所に事業更生を命じてもらうため申し立てた者を意味する。

「計画（ペーン）」とは、事業更生計画を意味する。

「債務者の株主（プートゥーフン・コーン・ルークニー）」とは、債務者である株式会社または公開株式会社の株主を意味するとともに、債務者であるその他法人における株主と同一の利害を有する者も意味する。

「計画策定人（プータムペーン）」とは、事業更生計画策定人を意味する。

「計画遂行人（プーポリハーンペーン）」とは、事業更生計画に基づき債務者の事業及び財産を管理する者を意味する。

「債務者の経営者（プーポリハーン・コーン・ルークニー）」とは、裁判所が事業更生を命じた日における債務者の取締役、マネージャーまたは業務責任者を意味する。

「臨時経営者（プーポリハーン・チュアクラオ）」とは、裁判所が事業更生を命じたがまだ計画策定人を任命していない間、臨時に債務者の事業及び財産を管理する権限を有するよう裁判所が命じた債務者の経営者またはその他の者を意味する。

第二節 事業更生申立及び事業更生

第九〇／二条

債権者、債務者または第九〇／四条に基づく国の機関は、本章の規定に基づき債務者の

事業更生を申し立てることができる。このとき債務者がすでに破産を訴えられているかどうかを問わない。

本章に特定の規定がない審理手続きの部分には本法令の他の章の規定を準用する。

第九〇／三条

債務者が債務超過にあり、かつ一人の債権者または複数の債権者合計で明らかに1000万バーツ以上の債務がある時、その債務が支払い期にあるか、将来の支払期日であるかどうかを問わず、債務者の事業更生が相当との事由があり、事業更生の方途があれば、第九〇／四条に基づく者は裁判所に事業更生を申し立てることができる。〔注／債務超過と訳した部分はタイ語では「ニーシン・ロンパントウア」とあり、直訳すれば「過重債務」となる〕

第九〇／四条

第九〇／五条の規定下に、裁判所に事業更生を申し立てる権利を有する者は、以下の者とする。

(一) 合計して明らかに1000万バーツ以上の債権額を有する1人または複数の債権者。

(二) 第九〇／三条に基づく態様にある債務者。

(三) 第九〇／三条に基づく債務者が商業銀行、ファイナンス会社、金融・証券会社またはクレジットフォンシエ会社である場合、タイ国銀行。

(四) 第九〇／三条に基づく債務者が証券会社である場合、証券取引監督委員会事務局。

(五) 第九〇／三条に基づく債務者が損害保険会社または生命保険会社である場合、保険局。〔注／官庁再編で保険業監督は保険業振興監督委員会及び同事務局に移っている〕

(六) 第九〇／三条に基づく債務者が国の法人、機関である場合、その事業の監督権限を有する国の機関。このとき当該債務者は省令で定めたところに従う。

(三) (四) (五) または (六) に基づく債務者の債権者、もしくはその債務者は、タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または (六) に基づく国の機関から文面で承諾を受けた時、自ら第九〇／三条に基づき申し立てることができる。

承諾の請求は第二段に基づく機関が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または (六) に基づく国の機関が承諾の請求を受け取った時、その機関は請求を受けた取った日から15日以内に審査結果を請求人に通知する。承諾しない場合はその事由の要約を通知し、請求人は審査結果を受け取った日から7日以内にその機関を監督する大臣に不服を申し立てる権利を有する。大臣は不服申し立てを受け取った日から15日以内に決定を下す。大臣の決定は最終的なものとする。

第九〇／五条

第九〇／四条に基づく者は以下の場合に債務者の事業更生を申し立てることができない。

(一) 裁判所がすでに債務者の財産保全命令を出している。

(二) 裁判所または登記官がすでに債務者である法人の廃止または登記取消、もしくは法人解散登記を命じている。または債務者である法人がその他の事由で解散しなければならない。ここに当該法人の清算が終了しているかどうかを問わない。

第九〇／六条

裁判所に事業更生を命じてもらうための第九〇／四条に基づく者の申し立てにおいては、以下について明瞭に示さなければならない。

(一) 債務者の債務超過。

(二) 合計で1000万パーツ以上の額に上る債務を有する債務者の1人または複数の債権者の氏名と住所。

(三) 事業更生の相当の事由と方途。

(四) 計画策定人の氏名と資格。

(五) 計画策定人の同意書。

計画策定人は自然人、法人、人の集団、債権者、または債務者の経営者であってもかまわない。

債権者が申立人であれば、申し立てとともに知りうる限りその他の債権者の氏名と住所を添付しなければならない。

債務者が申立人であれば、申し立てとともに現有の全財産および債務リストを示した帳簿、全債権者の明瞭な氏名と住所を添付しなければならない。

第九〇／七条

事業更生の申し立てにおいて、申立人は申し立て時に裁判所に対して裁判費用1000パーツを予納し、事業更生で申立人が責に任じる費用の保証金5万パーツを預託しなければならない。その費用が不十分であれば、裁判所は相当との判断に基づき申立人に追加費用保証金を預託するよう命じることができる。

申立人が第一段に基づく追加費用保証金を預託しない場合、裁判所がまだ事業更生を命じていないのであれば、申立人は申し立てを取り下げたものとみなす。ただし裁判所がすでに事業更生を命じていれば、管財官はできるだけ速やかに、債権者および第九〇／四条に基づき承諾したタイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局、または第九〇／三条に基づき債務者の事業監督権限を有する国の機関の会合を招集し、別の債権者、または債務者もしくは承諾者を代わりに以後の申立人とする。代替りの申立人がいない、またはいたが申立人が裁判所の命令に基づく当該保証金を預託しなかった日から1か月以内に当該保証金を預託しない場合、裁判所は事業更生命令の取消を命じ、訴訟リストから外す。

債権者、タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または第九〇／四条（六）に基づく国の機関が申立人である場合、計画策定人は裁判所が事業更生を命じた後に遅延なく債務者の財産から当該費用を申立人に支払う。

事業更生のための審理手続きにおいて、タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または第九〇／四条（六）に基づく国の機関は債権者と同じ地位を有する。

第九〇／八条

裁判所が許可した場合を除き、申立人が申し立てを取り下げることができない。裁判所が事業更生を命じた後、申し立ての取り下げを裁判所は許可することができない。

申立人が申し立てを取り下げた、または審理期日に出頭しなかった、もしくは裁判所が申し立ての取り下げを許可した場合、裁判所が訴訟リストから外す前、7日以上前もって債権者及び債務者に通知するため一部以上の流布している日刊新聞に公告する。

第九〇／九条

裁判所が申し立ての受理を命じた時、急ぎ調査を実施する。裁判所は申し立て受理命令と調査期日を7日以内の間隔で2回以上、一部以上の流布している日刊新聞に公告し、知りうる限りの債権者、タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または第九〇／四条（六）に基づく国の機関に申し立ての謄本を送付するとともに、会社登記官もしくは法人登記官にも申し立ての謄本を送付し、裁判所命令を登記書に登記官に記録させる。ここに調査期日の7日以上前に送付する。

債権者が申立人であれば、申立人は調査期日の7日以上前に債務者に申し立ての謄本を送付し、債務者は調査期日の前に裁判所に対し、現有の全財産及び債務リストを示した帳簿、債権者の明瞭な氏名及び住所を提出する。

債務者または債権者は第一回目の調査期日の3日以上前もって反対意見を提出することができる。計画策定人への反対であれば、債務者または債権者は代わりに計画策定人になる者の氏名を推薦する。計画策定人の氏名推薦では、計画策定人に推薦された者の同意書も提出しなければならない。

債務者が財産保全の仮処分を受けた場合、申立人は管財官にも申し立ての謄本を送付する。

第九〇／一〇条

申し立ての調査において、裁判所は第九〇／三条に規定したところに基づく事実を調査しなければならない。事実を得て、事業更生が相当との事由があり、申立人が善意により申し立てしていれば、裁判所は事業更生を命じる。そうでなければ申し立ての却下を命じる。

申し立てに反対がない場合、裁判所は調査をせずに事業更生を命じることもできる。

第九〇／一一条

裁判所は申し立ての調査を連続して実施し、終了させ、命令する。ただし不可抗力の事由がある場合はその限りではない。

申立人及び反対人は調査期日に必ず裁判所に出頭、証明し、証拠を用意する義務を有する。申立人または反対人が出頭しない、もしくは証拠を用意しない場合、申し立てまたは反対の意思がない、またはこれ以上、証拠提出の意思がないものとみなす。

証拠提出義務を有する者が、訴訟上重要な証拠について損害を生じさせないために、いずれかの調査期日にその証拠を提出することができないと申し立てた場合、裁判所が相当と判断すれば、その証拠の提出の延期を命じることができる。ただし延期は1回までとする。

申立人または反対人がいずれかの期日に証拠提出の義務がない場合、裁判所から許可を得た時、その期日に出頭しなくてもよい。その場合、その者はその期日に反対尋問する権利を放棄したものとみなす。

裁判所から許可を得たかどうかを問わず、申立人または反対人がいずれかの期日に裁判所に出頭しなかった場合、その者はその期日における裁判所の審理について知ったものとみなす。

第九〇／一二条

第九〇／一三条及び第九〇／一四条の規定下に、裁判所が審理のため申し立ての受理を命じた日から計画に基づく遂行期間が終了する日まで、または計画に基づく遂行が完了する日まで、もしくは本章の内容に基づき裁判所が申し立ての却下、訴訟リストからの抹消、事業更生命令の取消、事業更生の廃止、債務者の財産保全を命じる日まで、

(一) 債務者である法人の解散を裁判所に判決または命じてもらうため訴える、もしくは申し立てることを禁じる。すでに当該訴えまたは申し立てがあった場合、裁判所はその訴訟審理を中止する。

(二) 登記官が債務者である法人の解散を命じる、または解散登記することを禁じるとともに、その法人がその他の件により解散することを禁じる。

(三) タイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局または第九〇／四条（六）に基づく国の機関が債務者の営業許可書取り消しを命じる、または債務者に営業停止を命じることを禁じる。ただし申し立てを受理した裁判所から許可を得た場合はその限りではない。

(四) 債務の原因が、裁判所が計画承認を命じる日より前に生じた場合、債務者の財産に係る民事訴訟で債務者を訴える、または債務者の責任もしくは損害についての紛争を仲裁機関に申し立てることを禁じるとともに、債務者を破産訴訟に訴えることを禁じる。すでに訴えがある、または紛争の仲裁機関への申し立てがあった場合、裁判所がその申し立てを受理し、別段の命令を下した場合を除き、審理を中止する。

(五) 判決に基づく債務の原因が裁判所による計画承認命令日より以前に生じたのであれば、判決に基づく債権者が債務者の財産に強制執行することを禁じる。すでに強制執行をしている場合、裁判所はその強制執行を中止させる。ただし申し立てを受けた裁判所が別段の命令をなした、または管財官が申し立てのあったことを知る前に強制執行を完了している、もしくは当該日前に判決に基づく強制執行で債務者の財産引渡しが終了している場合はその限りではない。

押収または差し押さえた財産が損壊しやすい物である場合、または時間が経てば損害リスクが生じる、もしくはその財産の価値を超えて費用が生じる場合、管財官は競売またはその他の相当の方法により換価することができ、その代金を留め置く。裁判所が計画の承認を命じれば、管財官はその代金を計画遂行人に引き渡し、支払いに当てることができる。裁判所が申し立ての却下、訴訟廃止、事業更生命令の取消、もしくは事業更生の廃止を命じれば、管財官は判決に基づく債権者に支払うが、裁判所が債務者の財産保全を命じ、まだ残額があれば管財官に引き渡す。

(六) 債権者が担保である財産に対し債務支払いの保証をとることを禁じる。ただし申し立てを受けた裁判所から許可を得た場合はその限りではない。

(七) 法律に基づき自ら債務支払いを強制できる債権者が債務者の財産を差し押さえる、または換価することを禁じる。

(八) ハイヤーパーチェス契約、売買契約または所有権の譲渡における要件もしくは期限のあるその他の契約、または合意した期間が満了していない賃貸借契約に基づく債務者の事業運営に重要な財産の所有者が、債務者もしくは債務者の権利に依拠した第三者の占有下にある当該財産を追跡及び取り戻す、並びに当該契約により生じた財産及び債務に係る強制執行を訴えることを禁じる。すでに当該訴えがあった場合、裁判所はその訴訟審理を中止する。ただし申し立てを受けた裁判所が別段の命令を下す、または裁判所が事業更生を命じた日から以降に債務者、管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人もしくは臨時計画遂行人が2期連続して契約に基づく割賦、使用代価もしくは賃料の支払いに違約した、または契約の重要部分に違反した場合はその限りではない。

(九) 債務者の通常取引のために必要な行為を除き、債務者が販売、支払い、譲渡、賃貸、債務支払い、債務生起または財産上の義務を生じさせるような行為をなすことを禁じる。ただし申し立てを受けた裁判所が別段の命令を下した場合はその限りではない。

(一〇) 裁判所が審理のため申し立て受理命令を出す日より前の債務者の財産の押収、差し押さえ、換価禁止、支払い、譲渡、または債務者の財産の仮保全処分といった裁判所の一時的な方法としての命令は、申し立てを受けた裁判所がその実行の中止を命じる、または相当との判断に基づく変更を命じる権限を有する。ただしその後裁判所が申し立ての却下、訴訟廃止、事業更生命令の取消、もしくは事業更生の廃止を命じた場合、相当との判断に基づき当該一時的な方法または債務者の財産の仮保全処分に係る命令を下す。

(一一) 電力、水道、電話といった公共サービス事業者が債務者に対するサービス提供

を中止することを禁じる。ただし申し立てを受けた裁判所から許可を得た場合、または裁判所が事業更生を命じた日以降に債務者、管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人もしくは臨時計画遂行人が裁判所が事業更生を命じた日以降に生じたサービス代金を2期連続で支払わなかった場合はその限りではない。

第一段の規定は公共サービス事業者が自己の利益保護のために申し立てを受けた裁判所に訴え、裁判所が相当との判断に基づき命じることを禁止しない。

第一段の規定に反する裁判所の判決または命令、もしくは仲裁機関の決定は債務者を拘束する効力をもたない。

関係する会社登記官または法人登記官、もしくは債務者である法人に係る権限義務者が第一段の規定に反する何らかの法律行為をなした場合、その行為は無効とする。

第九〇／一三条

債権者及び第九〇／一二条に基づき権利制限を受けた者は、その制限が以下の場合に、第九〇／一二条に基づく自己の権利制限の変更または取消を命じてもらうため、申し立てを受けた裁判所に訴えることができる。

- (一) 事業更生にとって必要性がない、または
- (二) 有担保債権者の権利を十分に保護しない。

第一段に基づく訴えを受けた時、裁判所は急ぎ審理し、第一段に基づく事由が明らかであれば、裁判所は訴えた者の利益保護のために相当との判断に基づく命令を下し、(二)に基づく場合であれば裁判所は有担保債権者が十分な保護を受けるように変更を命じることができる。

第九〇／一四条

以下の措置は有担保債権者への十分な保護であるものとみなす。

(一) その権利制限の事由により、第九〇／一二条(六)に基づく権利制限下にある担保資産が減価した額で有担保債権者に債務が支払われる。

(二) その権利制限の事由により、第九〇／一二条(六)に基づく権利制限下にある担保資産が減価した額で元の担保の補償として有担保債権者に担保が提供される。または

(三) 本章の内容に基づく手続きが終了した時に、有担保債権者が同意した、または有担保債権者が事業更生の申し立て時における担保資産の価値に基づき、契約に基づく利息及び利得とともに債務支払いを受けることができると裁判所が判断したその他の措置がある。

第九〇／一五条

審理手続き実施に係る時効もしくは期間、または第九〇／一二条に基づき手続きを禁じられた、もしくは中止となった仲裁機関への紛争調停申し立てに係る期間が、計画に基づ

く手続き期間の終了日、または計画に基づく手続き完了日、もしくは裁判所が申し立て却下、訴訟廃止、事業更生命令の取消、事業更生の廃止を命じた日、もしくは本章の内容に基づく財産保全命令日の前に終了した場合、または当該期日から6か月以内に終了した場合、その時効または期間は当該期日から1年が経過するまで終了しない。ただし法律に基づくその時効または期間が1年に満たない場合は、その短いほうの時効または期間を当該1年の期間に代わりに適用する。

第三節 計画策定人の選任

第九〇／一六条

大臣が事業更生のために相当と判断した場合、大臣は計画策定人及び計画遂行人の登録及び資格規定に係る省令を制定することができる。

第九〇／一七条

計画策定人選定にあたって、債務者または反対人債権者が計画策定人として別の者を推薦しない場合、裁判所が事業更生を命じた時、裁判所は申立人が推薦した者を計画策定人に任命することができる。裁判所が申立人の推薦した者が計画策定人としてふさわしくない、または債務者、反対人債権者が別の者を推薦した場合、裁判所はどの人物が計画策定人としてふさわしいか検討するため、できるだけ速やかに債権者集会を召集するよう管財官に命じる。

債務者が計画策定人を推薦しなかった場合、計画策定人の選定決議は、その決議で投票した債権者のうち過半の債権額を有する債権者側の決議でなければならない。債務者が計画策定人を推薦した場合は、債務者が推薦した者を計画策定人とする。ただしその決議で投票した債権者のうち3分の2以上の債権額を有する債権者側が決議した場合には別の者を計画策定人とする。本条に基づく決議において有担保債権者は債権額全額をもって投票することができる。

計画策定人選定のための債権者集会において、計画策定人選出決議があり、裁判所がそれを承認すれば、裁判所は当該人物を計画策定人に任命する。裁判所が承認しない場合、裁判所は債務者または債権者が推薦したいいずれかの者を選ぶためにもう一回、債権者集会を召集するよう管財官に命じる。

債権者集会で計画策定人を選出する決議ができそうもない場合、管財官はもう1回、計画策定人選出のための債権者集会を召集する。ただし事業更生命令の廃止命令が相当と裁判所が判断した場合はその限りではない。

第三段または第四段に基づく債権者集会において、計画策定人の選定決議があれば、裁判所はその者を計画策定人に任命する。ただし当該人物を計画策定人に任命すべきでない事由がある、または債権者集会で計画策定人を選出できそうもない場合、裁判所は事業更

生命令の取り消しを命じる。

管財官は計画策定人選定のための債権者集会があった時は毎回、裁判所によるその後の審理、命令のために集会日から3日以内に裁判所に報告する。

債権者集会への計画策定人の推薦においては、推薦を受けた者の同意書も提出しなければならない。

第九〇／一八条

管財官は計画策定人選定のための債権者集会の日時、場所について、7日以上前もって一部以上の流布した日刊新聞で公告しなければならず、債務者、または債務者もしくは債権者が裁判所に提出した名簿に基づく債権者、及び知りうる限りの他の債権者に送達しなければならない。

管財官を債権者集会の議長とし、集会の報告があるようにし、管財官の署名を付して証拠として保管する。

第九〇／一九条

裁判所の審理及び債権者集会においては毎回、債務者は裁判所に出頭、集会に出席し、自己の事業及び財産に係る件で裁判所、管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人、臨時計画遂行人、またはいずれかの債権者の尋問に対し陳述する。この場合、債務者は裁判所または債権者集会に対し何らかの意見を提出することができる。

債務者が申し立てた時、裁判所または管財官はいずれかの回の期日に裁判所に出頭しない、もしくは債権者集会に出席しないことを許可することができる。

第一段及び第二段の規定を臨時経営者、計画策定人、計画遂行人及び臨時計画遂行人に対し、当該人物がその任に留まっている間、準用する。

第九〇／二〇条

裁判所が事業更生を命じたが、まだ計画策定人の任命がない場合、債務者の経営者の事業及び財産管理における権限義務はなくなる。裁判所は計画策定人の任命があるまで、いずれかの者、もしくは複数の者、または債務者の経営者を臨時経営者として任命し、管財官の監督下に債務者の事業及び財産管理における権限義務を付与することを命じる。臨時経営者を任命できない間、管財官は一時的に債務者の事業及び財産管理権限を有する。

その監督において管財官は権限義務を定め、臨時経営者に帳簿、財務または事業及び財産管理に係る件で説明するよう命じる、または相当との判断に基づき何らかの行為、もしくは行為中止を命じることができる。

裁判所が相当と判断した時、または管財官が申し立てた時、裁判所は臨時経営者に対し権限義務から離れるよう命じる権限を有する。この場合、裁判所は新たな臨時経営者を任命することもできる。裁判所が新たな臨時経営者を任命しない場合は管財官が第一段に基

づき一時的に債務者の事業及び財産を管理する権限を有する。

裁判所は管財官に事業更生命令及び臨時経営者の任命または解任を通知し、管財官は事業更生命令を官報で公示、2部以上の流布した日刊新聞に公告し、裁判所命令を登記書に記録するために当該命令を速やかに会社登記官もしくは関係する法人登記官、またはタイ国銀行、証券取引監督委員会、保険局または第九〇／四条（六）に基づく国の機関に送達する。

第九〇／二一条

第九〇／四二条及び第九〇／六四条の規定下に、裁判所が事業更生を命じたが計画策定人を任命していない場合、債務者の株主の法律に基づく権利は、配当を受ける権利を除き停止され、当該権利は計画策定人が任命されるまで臨時経営者または管財官に帰する。

第九〇／一二条（九）の規定を臨時経営者及び管財官に準用する。

事業更生命令を知った時、債務者の経営者は債務者の財産、社印、会計帳簿、及び財産、負債及び事業に係る書類をできるだけ速やかに臨時経営者または管財官に引き渡さなければならない。このために臨時経営者または管財官はその財産、社印、会計帳簿、書類の占有者に対し引渡しを求める権限を有する。

裁判所が解任命令を出した臨時経営者も第三段の内容に基づく義務を有する。

第九〇／二二条

計画策定人選出のための債権者集会で決議権を有する債権者は、事業更生で支払いを求めることのできる債権者でなければならない。債務者は裁判所が事業更生を命令する前に当該法律関係を生じさせていなければならない。ここにその支払期限前であるかないか、要件があるかないかを問わない。債権者は管財官の定めた書式に基づき集会出席の意思を示すとともに、集会日前に管財官を満足させる債権者としての証拠を示す。

債権者および債務者は、債権者としての証拠の検査を管財官に求めることができる。

債権者は自ら投票する、または文面で委任した者に代わりに投票させることができる。

第九〇／二三条

計画策定人選出のための債権者集会において、管財官は出席した債務者及び債権者に対し、いずれかの債権者の投票に反対があるかどうかを尋ねる。反対人がいる場合、管財官は反対人、反対のあった債権者及び反対のあった件に関する債務者が出席していれば、事情聴取した上で、その債権者について債権額において投票できる、もしくはできないかを命じる。

第一段に基づく管財官の命令は最終的なものとし、債権者集会で決議権を有する債権者についてのみ効力を有するが、管財官が裁判所に変更を報告した計画策定人の選出決議には効力を及ぼさず、または債権者の債務弁済を受ける権利には影響しない。

第九〇／二四条

裁判所が計画策定人の選任を命じた時、裁判所はその命令を計画策定人、管財官、債務者の経営者及び臨時経営者に遅滞なく通知する。計画策定人の権限義務は裁判所が当該命令を出した日から始まり、管財官、債務者の経営者または臨時経営者の権限義務はなくなる。

裁判所が計画策定人の選任を命じた時、第九〇／二〇条第四段及び第九〇／二一条第三段の内容を準用し、管財官は当該命令を債務者または債権者が裁判所に提出した名簿に基づく債権者、及び知りうる限りの債権者に送達する。

第二段に基づく命令の公告及び通知書において、書式に基づき事業更生における債務弁済請求書を債権者が管財官に提出する期限を通知する。

第九〇／二五条

第九〇／四二条及び第九〇／六四条の規定下に、裁判所が計画策定人の選任を命じた時、債務者の事業及び財産の管理権限義務、及び債務者の株主の法律に基づく権利は、配当金を受ける権利を除き計画策定人に帰し、第九〇／一二条（九）の規定を準用する。

第四節 事業更生における弁済請求

第九〇／二六条

判決に基づく債権者である、またはすでに民事訴訟に訴え、その訴訟が審理中の債権者であっても事業更生において債務弁済を求めることができるが、本節に掲げた方法によってこれをなす。ここに計画策定人選任命令の公告日から1か月以内に管財官に対して謄本とともに債務弁済請求書を提出し、管財官は債務弁済請求書の謄本を遅滞なく計画策定人に送付する。

財産の譲渡または何らかの行為、第九〇／四一条に基づく取消で損害を受けた者、もしくは第九〇／四一条の二に基づき計画策定人が財産または契約上の権利を容認しないことにより損害を受けた者は、元の債務もしくは損害について事業更生において債務弁済を求める権利を有する。ここに第一段に基づく期限内に請求書を提出しなければならないが、その期間の起算は事業更生における債務弁済請求権を行使した日からとする。もし訴訟として係争があれば訴訟が終結した日から起算する。

第九一条第二段、第一〇五条、第一〇八条の規定、及び手数料についての第八章第二節の規定を事業更生における債務弁済請求についても準用する。

第九〇／二七条

債権発生の原因が裁判所の事業更生命令日前に生じたものであれば、その債権が弁済期

に至ってなくても、または要件があっても、債権者は事業更生において債務弁済を求めることができるが、その債権が法律に基づく禁止事項に違反して生じた、または公序良俗に反して生じたものである、もしくは強制執行を訴えることのできない債権である場合はその限りではない。

第一〇一条に基づき債務弁済請求権を有する者は、自己が将来に請求権を行使できる額についても事業更生で債務弁済を請求できるが、満額の債務弁済請求権をすでに行使した債権者はその限りではない。

裁判所が事業更生を命じた日から計画策定人の選任を命じた日までに、管財官または臨時経営者がなした債務、債務者が第九〇／一二条（八）または（一一）に基づき責に任じなければならない債務、及び租税債務、もしくは同様の形態にある債務については、債権者は事業更生で債務弁済を求めことなく、計画に定められた期間に基づき債務弁済を受ける権利を有するが、当該債権者は計画を検討するための債権者集会日前に自己の権利を証明する文書を発行するよう計画策定人に文面で求めなければならない。計画策定人が債権者の権利を拒否する場合は、債権者から文面による請求を受けた日から14日以内に債権者に文面によってその拒否を通知しなければならない。通知がなければ請求されたところに基づき債権者の権利を認めたものとみなす。債権者が自己の権利を証明する文書の発行を求めなかった、または計画策定人が当該期間内に債権者の権利拒否を文書で通知した場合、その債権者は計画検討のための債権者集会日またはその拒否文書を受け取った日から14日以内に、管財官に事業更生での債務弁済請求書を提出することができる。

第九〇／二八条

第九〇／一二条（六）、第九〇／一三条及び第九〇／一四条の規定下に、有担保債権者は事業更生で債務弁済を求めずに、担保である財産から債務を弁済させる権利を行使できるが、管財官または計画策定人がその財産を検査することを容認しなければならない。

第九〇／二九条

債権者、債務者または計画策定人は管財官への事業更生における債務弁済請求書の検査を求め、反対することができるが、債務弁済請求期間が終わった日から14日以内になさなければならない。

第九〇／三〇条

いずれかの債権者の事業更生における債務弁済請求は、他の債権者、債務者または計画策定人が反対しなければ、その債権者は債務弁済請求で示された債権額全額の決議権を有する。反対人がいる場合は、管財官が急ぎ取り調べ、その債権者が債権額で投票できるか、できないか、どれだけの額で投票できるかを命じる。ここに第九〇／二三条第二段の内容を準用する。

第九〇／三一条

投票で使用する債権の計算に資するため、外貨で定められた債権は、裁判所が事業更生を命じた日のタイ国銀行の外貨交換率〔注／参考レート〕に基づいてタイ通貨として計算する。

第九〇／三二条

事業更生における債権者の弁済請求は、他の債権者、債務者または計画策定人が反対すれば、管財官は債務弁済を受ける許可を命じる権限を有する。ただし相当の事由があれば別段の命令を出す。

事業更生における債権者の弁済請求で反対人がいる場合、管財官は取り調べた上で以下のいずれかを命じる。

- (一) 債務弁済請求の却下。
- (二) 債務弁済を全額受ける許可。
- (三) 部分的に債務弁済を受ける許可。

第一段または第二段に基づく管財官の命令に対し、利害関係者は管財官の命令を知った日から14日以内に裁判所に異議を申し立てることができる。

第九〇／三三条

事業更生で債務弁済を求める権利のある債権者が、事業更生命令時において債務者に対し債務を有している場合、その債権者は債務相殺権を行使することができる。ただし裁判所が事業更生を命じた後に債権者が債務者に対し請求権を得た場合はその限りではない。

第五節 債務者の事業及び財産に係る説明

第九〇／三四条

計画策定人の選任命令を知った日から7日以内に、債務者の経営者は計画策定人に対し、書式に従い自己が保証する債務者の事業及び財産に係る第九〇／三五条に基づく説明を提出する。

債務者の経営者が当該期間の終了する前に期間延長を求めた時、相当の事由があれば計画策定人は相当の判断に基づき期間を延長できるが、30日を超えてはならない。

債務者の経営者が説明しない、または説明できない場合、計画策定人が代わりにこれをなし、そのために必要との判断に基づき債務者の財産から費用を出して別の者を雇用して助力させる権限を有する。

第九〇／三五条

債務者の事業及び財産に係る説明は、裁判所が審理申し立ての受理を命じた日における以下の事項について明瞭に示していなければならない。

- (一) 債務者の事業。
- (二) 債務者が外部者に対して有する資産、負債及び諸義務。
- (三) 債権者に対して担保とした財産及びその財産を担保とした日。
- (四) 債務者が所持する他者の財産。
- (五) 会社または法人の株主、もしくはパートナーシップのパートナー。
- (六) 債権者の詳細な名、職業及び住所。
- (七) 債務者の債務者である者の詳細な名、職業及び住所。
- (八) 将来に債務者のものとなる財産の詳細。
- (九) 計画策定人が相当と判断した他の追加データ。

債務者の事業及び財産に係る説明は、正しい証拠であるものとまず推定する。

第九〇／三六条

臨時経営者または管財官は、自己が事業経営権限を有する時期に、第九〇／三五条に基づいて計画策定人に債務者の事業及び財産に係る説明をしなければならない。

第九〇／三七条

計画策定及び計画遂行に資するため必要な場合、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人は、債務者の経営者、債務者の被雇用者、債務者の会計監査人、臨時経営者である者、もしくはそうであった者、または債務者の財産を占有している、もしくは占有している疑いのある者、または債務者の債務者〔注／第三債務者〕と信じられる者、または債務者の事業及び財産について内容を知らせることができると思われる者を尋問するため召喚状を発行するよう裁判所に求める、またはその者に対し、その者が保持している、もしくは権限下にある債務者の事業もしくは財産に係る書類もしくは証拠物を提出するよう裁判所命令を求めることができる。

計画策定及び計画遂行に資するため、裁判所または管財官は第一段に基づく者に召喚状をもって、調査もしくは取り調べる、またはその者に書類もしくは証拠物を提出させることができる。

裁判所または管財官の召喚状もしくは命令に意図的に従わない者に対し、裁判所は逮捕状を発行し、裁判所または管財官の命令に従うまで身柄を拘束する権限を有する。

第九〇／三八条

計画策定人、計画遂行人または管財官から申し立てがあった時、裁判所は第三債務者であると認められる者、もしくは債務者の財産を占有している者であると認められる者に、裁判所が相当と判断した期間内に債務弁済する、または財産の引渡しを強制する権限を有

する。強制に従わない場合、計画策定人、計画遂行人または管財官は、その者が判決に基づく債務者とある場合と同様に強制執行状の発行を裁判所に請求することができる。

第九〇／三九条

債務者がいずれかの者に債務弁済または財産の引渡しを求める権利があり、その者が第三債務者であること、または債務者の財産を占有していることを認めない時、計画策定人または計画遂行人は管財官に以後の手続きのため通知する。

管財官は当該人物に債務弁済する、または財産を引き渡すよう文面で通知する。拒否するのであれば通知を受けた日から14日以内に管財官に対し文面で拒否の事由を示す。事由を示さない場合、第三債務者であるものとみなす。

その通知を受けた者が第二段に基づく期間内に管財官に債務を否定した場合、管財官はこれを取り調べ、その者が第三債務者でないと判断した時、計画策定人または計画遂行人及びその者に通知し、その者が第三債務者であると判断すれば、その責に任ずる者に文面で通知する。このときいずれかの点で反対があれば通知を受けた日から14日以内に裁判所に反対を申し立てる。

その通知を受けた者が第三段に基づく期間内に裁判所に対して反対を申し立てた場合、裁判所はこれを審理し、第三債務者であると判断すれば計画策定人または計画遂行人に債務を弁済する、もしくは財産を引き渡すよう強制し、第三債務者でないと判断すれば債務者リストから外すよう命じる。

管財官から通知を受けた者が上記の期間に基づき管財官に対し否定した、または裁判所に反対を申し立てた場合、管財官は裁判所が相当と判断した期間内にその者が債務を弁済するよう裁判所に強制するよう申し立てることができる。

その者が裁判所の強制命令に従わない場合、管財官は裁判所がその者に対し判決に基づく債務者と同様に強制執行令状を発行するよう申し立てることができる。

債務弁済を催告された者が裁判所に反対を訴えた場合、管財官は裁判所に、その件についての命令がある前に、その反対した者の財産の仮差し押さえ、もしくは仮押収を命じるよう申し立てることができる。

第六節 すでになされた法律行為の取消

第九〇／四〇条

民商法典に基づく詐害行為の取消を裁判所に求める場合、計画策定人、計画遂行人または管財官は申し立てによって求めることができる。

その詐害取消を求める詐害の法律行為が、申し立てた日の前後1年以内に生じた場合、または何らかの報酬、もしくは不当に少ない報酬を債務者が受けられるようにすることでなされた場合、債務者及び利得を得る者が債権者の不利益を知らずなした行為である

ものとまず推定する。

第九〇／四一条

(事業更生の) 申し立ての前後3か月内の間に、いずれかの債権者をして他の債権者に対し有利にするために債務者がなした、または同意した財産の譲渡または何らかの行為が明らかになった時、計画策定人、計画遂行人もしくは管財官は裁判所に取消を申し立てることができる。ここにおいて裁判所はその譲渡または行為を取り消すよう命じる権限を有する。

有利となった債権者が債務者の内部者である場合、裁判所は申し立ての前後1年内の間になされた第一段に基づく譲渡または行為を取り消すよう命じる権限を有する。

本条に基づく譲渡または行為の取消は、そのための申し立て前に得た善意の第三者の権利及び報酬には影響しない。

第九〇／四一条の二

計画遂行人が裁判所の計画承認命令を知った日から2か月内に、計画遂行人は計画に定められたところに基づき、得た利益を超えた負担義務が生じる債務者の財産の受け取り、または契約に基づく権利の取得を拒否する権限を有する。

本条に基づく計画遂行人の行為により損害を受けた債権者またはいずれかの者は、その行為を知った日から14日以内に裁判所に申し立てることができ、裁判所は維持、撤回もしくは是正を命じる、または相当との判断に基づく何らかの命令を出す権限を有する。

本条に基づく損害を受けた者は、その損害について事業更生で債務の支払いを求める権利を有する。

第七節 事業更生計画検討のための債権者集会

第九〇／四二条

計画には少なくとも以下の項目を有するようにする。

- (一) 事業更生をする事由。
- (二) 裁判所が事業更生を命じた時点における債務者の財産、負債及び拘束義務の詳細。
- (三) 事業更生の裏づけ及び方法。
 - (a) 事業更生の手順。
 - (b) 債務返済、債務返済期間の延期、債務額の減額、及び債権者の分類。
 - (c) 減資及び増資。
 - (d) 借入及び資金調達、資金源、当該借入及び資金の要件。
 - (e) 債務者の債務の管理及び活用。
 - (f) 配当金及びその他の利得の支払い要件。

- (四) 有担保債権者がいる場合の担保の償還及び保証人の責任。
- (五) 計画に基づく遂行の間の一時的な流動性不足の場合の問題解決指針。
- (六) 請求権の譲渡または債権譲渡がある場合の実施方法。
- (七) 計画遂行人の名、資格、同意書、及び報酬。ここに第九〇／六条第二段の内容を計画遂行人にも準用する。
- (八) 計画遂行人の選任及び退任。
- (九) 5年を超えない計画に基づく手続き期間。
- (一〇) 債務者の財産または計画に基づく権利が得る利益を超える負担義務がある場合、債務者の債務または計画に基づく権利の受け取り拒否。

本条に基づく計画には民商法典の第一一一七条、第一一一九条、第一一四五条、第一二二〇条から第一二二八条まで、第一二三八条から第一二四三条まで、仏暦二五三五年公開株式会社法令の第三一条、第三三条、第五〇条、第五一条、第五二条、第五四条、第八四条、第一〇二条、第一〇七条、第一一六条、第一一九条、第一三六条、第一三七条、第一三九条、第一四〇条、第一四一条、第一四六条から第一四八条まで、及び仏暦二五三五年証券及び証券市場法令の第三九条を適用しない。

第九〇／四二条の二

第九〇／四二条 (三) (b) に基づく債権者の分類は、以下のように分類する。

- (一) 事業更生で債務弁済を求めることができる全債権額の15%以上の有担保債権額を有する各有担保債権者は、それぞれを1グループとする。
- (二) (1) に分類されない有担保債権者は一つのグループとする。
- (三) 無担保債権者は複数のグループに分類できる。ここに同じまたは同様の請求権または利得を有する無担保債権者を同じグループとする。
- (四) 第一三〇条の二に基づく債権者は一つのグループに分類する。

債権者の分類が第一段に従っていないと判断した債権者は、その分類を知った日から7日以内に裁判所に申し立てることができ、裁判所は速やかに分類しなおすよう命じることができる。本条に基づく裁判所命令は最終的なものとする。

第九〇／四二条の三

同一グループにいる債権者の権利は平等に扱われなければならない。ただし、そのグループ内で不利な扱いを受けた債権者が文面で同意した場合はその限りではない。

第九〇／四三条

官報で計画策定人の選任命令が公示された日から3か月以内に、計画策定人は計画書とともに議決権を有する債権者及び債務者に送付するため十分な量の謄本を管財官に送付する。

第一段に基づく期間について、裁判所は1回につき1か月以内で2回まで延長することができる。

第九〇／四四條

計画策定人から謄本とともに計画書を受け取った時、計画を容認するかどうか、またはどのように変更するか決議するために、管財官はできるだけ速やかに決議権を有する債権者の集会を召集する。計画書を送付する際に集会の期日、場所、議題を決議権を有する債権者、債務者及び計画策定人に通知するとともに、集会日より10日以上前もって一部以上の流布する日刊新聞に当該集会について公告する。

特別の事由により計画策定人が集会に出席できない場合、不可抗力で事前通知できない場合を除き集会日前に管財官に集会の延期を求める。

計画策定人が集会に出席しない場合、管財官は債権者に集会の延期の是非を問い、集会で延期が決議されれば、管財官は相当との判断に基づき計画の検討を延期し、新たな集会期日を定め、知らせる。このとき集会に出席しなかった債権者、債務者または計画策定人は新たな招集を知ったものとみなす。

第九〇／四五條

債権者、債務者または計画策定人は、集会日の3日以上前もって管財官に請求書を提出することにより、計画の変更を求めることができる。

債権者または債務者が請求人である場合、集会日の3日以上前もって計画策定人に計画変更請求書の謄本を送付しなければならない。

計画遂行人の変更を求める請求人は、計画変更請求書とともに計画遂行人として推薦する者の同意書も送付しなければならない。

第九〇／四六條

計画容認決議は以下の特別決議でなければならない。

- (一) 各グループ全ての債権者集会、または
- (二) 第九〇／四六條の二に基づく債権者グループではない1グループ以上の債権者集会。このとき全グループの債権者集会において計画を容認した債権者の債権額合計が、自ら集会に出席し、または他者に委任し、その決議で投票した債権者の債権額の50%以上を要する。

債権額の計算においては第九〇／四六條の二に基づく債権者が集会に出席し、その計画容認決議で投票したものとみなす。

第九〇／四六條の二

以下の債権者は第九〇／四六條に基づき計画を容認した債権者であるものとみなす。

(一) 違約した債務の全額とともに利息の支払いを受ける、及び裁判所が計画の承認を命じた日から15日以内に違約した債務の全額とともに利息の支払いを受けるよう計画策定人から提案を受けた債権者。このときその債権者は元の契約または合意に基づき債務弁済を受ける権利をまだ有し、債務者は違約したことがないものとみなす。

(二) 元の契約または合意に基づき債務弁済を受けるよう計画策定人から提案を受けた債権者。

(三) 第一三〇条の二に基づく債権者。

第九〇／四七条

計画を検討するための債権者集会において、その日のうちに諸議題の検討を終えられない場合、管財官は翌業務日にまで延長する。このとき第九〇／四四条第三段に基づく新たな集会召集通知に係る規定を準用する。

第九〇／四八条

計画を検討するための債権者集会において計画変更の要求があれば、債権者集会はその要求及び関連点に従い変更するかどうかをまず決議する。変更を決議し、かつ計画策定人が集会に出席していれば、管財官は計画策定人に決議に基づき計画を変更するかどうかをまず問う。計画策定人が変更を受け入れれば債権者集会は第九〇／四六条に基づき、その変更された計画を容認するかどうかを決議する。

債権者集会で計画の変更を決議したが計画策定人が欠席していた場合、管財官はその決議に基づく計画の変更を容認するかどうかを計画策定人に問うため集会を延期し、第一段に規定したところに基づく手続きを取る。ここに第九〇／四四条第二段に基づく新たな集会の召集通知に係る規定を準用する。

計画変更の要求がなかった、または計画策定人が計画変更を容認した場合、債権者集会は第九〇／四六条に基づく決議をせず、当該計画を容認した、もしくは何らかの決議をしなかった、または集会に出席する債権者がいなかったとき、管財官は遅滞なく裁判所に報告する。

報告を受け取った時、裁判所は急ぎ審理期日を定め、管財官にその期日を知らせ、3日以上前もって債務者及び総債権者に通知させる。審理において裁判所は証拠を取り調べ、管財官、債権者の説明及び債務者の反対意見を聴く。第三段に基づく事情が判明すれば、裁判所は事業更生命令の取消を命じる。ただし債務者がその前に破産者として訴えられており、裁判所が債務者の破産が相当と判断した場合は、事業更生申し立てを却下し、審理停止となっていた破産訴訟手続きを進める。

第九〇／四九条

重要部分における計画の変更要求がある場合、計画策定人、債務者、または集会に出席

した債権者の全債権額の10分の1以上の合計債権額を有する1人の債権者、もしくは複数の債権者が計画の検討延期を求めた時、管財官は相当との判断に基づき計画の検討を延期することができる。ここに第九〇／四四條第三段に基づく新たな集会期日通知に係る規定を準用する。

第九〇／五〇條

第九〇／四四條または第九〇／四八條第二段に基づき計画策定人が欠席したために延期された集会に計画策定人がまた欠席した、もしくは出席したが前回の欠席または事前通知できなかったことについて特別な事由があった、または不可抗力があったことを示し、管財官を満足させることができないとき、管財官は集会において新たな計画策定人の選任が相当かどうかを検討するよう提案する。債権者集会が新たな計画策定人の選任を決議すれば、第九〇／五一條の新たな計画策定人選出に係る規定を準用する。

債権者集会で新たな計画策定人の選出を決議しなかった場合、計画の変更があるかどうかを問わず、計画策定人が集会にまた欠席すれば、債権者集会は第九〇／四六條に基づき計画または変更された計画を容認するかどうかについて決議する。計画策定人が出席すれば、管財官は債権者集会を進める。ここに第九〇／四八條の規定を準用する。

第九〇／五一條

債権者集会が計画の全変更または一部変更を決議したところに基づく計画変更について計画策定人が容認しない場合、債権者集会は第九〇／四六條に基づき決議せず、計画策定人の計画を容認すれば、管財官が新たな計画策定人を選出するかどうかについて債権者集会に問う。債権者集会が新たな計画策定人の選出を決議すれば、その日に債権者集会は新たな計画策定人の選出を検討する。

集会に出席した債権者または債務者は新たな計画策定人の名を推薦する権利を有する。推薦にあたっては推薦された者の同意書を示さなければならない。

第二段の内容に基づき計画策定人を推薦する者がいないのであれば、3日以上7日以内の期間内に新たな計画策定人を選出するために、管財官は集会を延期する。ここに第九〇／四四條第三段に基づく新たな集会期日通知に係る規定を準用する。

第九〇／五二條

債権者集会で新たな計画策定人の選出を決議した場合、裁判所は当該人物を新たな計画策定人に任命する。ここに第九〇／一七條第二段及び第三段の規定を準用する。

債権者集会が新たな計画策定人を選出しない決議をなした、または債権者集会が新たな計画策定人の選出を決議できない、もしくは裁判所が第一段に基づく債権者集会の決議に基づき新たな計画策定人を任命しない相当の事由がある場合、管財官は裁判所に速やかに債務者の財産の保全を命じるよう求める。この場合、第九〇／四八條第四段の規定を準用

する。

第九〇／五三条

裁判所が新たな計画策定人を任命した時、新たな計画策定人の権限義務は裁判所の当該命令があった日から始まり、元の計画策定人の権限義務は終了し、裁判所はその命令を管財官、元の計画策定人及び新たな計画策定人に遅滞なく通知する。

裁判所の命令を知った時、元の計画策定人は債務者の財産、社印、会計帳簿、及び債務者の財産及び事業に係る書類を新たな計画策定人にできるだけ速やかに引き渡す。

管財官はその命令を官報に公示し、一部以上の流布した日刊新聞で公告するとともに、決議権を有する債権者、会社登記官または関係する法人登記官に当該命令を急ぎ通知し、登記官は裁判所命令を登記書に記録し、債務者である法人に係る権限義務者に通知する。

第九〇／五四条

裁判所命令を知った日から45日以内に、新たな計画策定人は管財官に計画を送付し、管財官は第九〇／四四条第一段に基づき債権者集会を召集する。

第一段に基づく期間は裁判所が1回につき15日以内で2回まで延長できる。

当該計画の検討のための債権者集会において計画変更の要求がなければ、容認するかどうか第九〇／四六条に基づく決議のため債権者集会にその計画を提案する。

計画変更の要求があれば、債権者集会はその要求及び関連点に基づき変更するかどうか先に決議する。変更決議がないのであれば第九〇／四六条に基づき第一段に基づき提案された計画を容認するかどうか決議する。

計画の変更を決議したが、計画策定人が集会を欠席していれば、第九〇／四六条に基づきその変更された計画を容認するかどうか決議する。第九〇／四六条に基づく当該計画の容認の決議がなければ第九〇／四六条に基づき第一段に基づき提案された計画を容認するかどうか決議する。

計画変更を決議し、計画策定人が出席していれば、管財官がまず計画策定人の同意を問う。計画策定人が決議に基づく計画変更に同意した時、債権者集会は第九〇／四六条に基づき債権者集会の決議に基づき変更された計画を容認するかどうか決議する。計画策定人が債権者集会の決議に基づく計画の変更について、その全部または一部に同意しない場合、債権者集会は第九〇／四六条に基づき債権者集会の決議に基づき変更された計画を容認するかどうか決議する。第九〇／四六条に基づく当該計画容認の決議がないのであれば第九〇／四六条に基づき計画策定人が一部変更に同意した計画を容認するかどうか、または第一段に基づき提案された計画を容認するかどうか決議する。

債権者集会が第九〇／四六条に基づき新たな計画策定人の計画、もしくは変更された計画を容認するかどうか決議しなかった、または何らかの決議をしなかった、集会に出席する債権者がいなかった場合、管財官は遅滞なく裁判所に報告し、第九〇／四八条第四段の

規定を準用する。

第九〇／四五条第三段、第九〇／四七条及び第九〇／四九条の規定を新たに提案された計画の検討に準用する。

第九〇／五五条

債権者集会が第九〇／四六条に基づき計画容認を決議すれば、総債権者に代わって計画に基づく遂行を監督する債権者委員会の設置決議をなすことができる。

債権者委員会は3人以上、7人以下の委員を有していなければならない。委員は債権者または債権者から権限委譲を受けた者から選出し、1人の債権者は2人以上の債権者委員を代表者として持つことはできない。

第八節 事業更生計画の承認

第九〇／五六条

管財官は債権者集会の計画容認決議を速やかに裁判所に報告し、裁判所に計画を承認するかどうかの命令を求める。この場合、裁判所は急ぎ計画審査期日を定め、管財官は3日以上前もって計画策定人、債務者及び総債権者に通知する。

第九〇／五七条

計画の審理において裁判所は、管財官及び計画策定人の説明に加え、債務者または計画容認を決議しなかった第九〇／三〇条に基づく決議権を有する債権者の反対点を審理する。

第九〇／五八条

審理し、以下のように判断した時、裁判所は計画の承認を命じる。

(一) 計画に第九〇／四二条に基づく項目が全て揃っている。

(二) 債務弁済における提案が第九〇／四六条の三に反していない。計画容認決議が第九〇／四六条(二)に基づく決議である場合は、その計画に基づく債務弁済における提案が、債権者が同意したときを除き、法律の規定した破産訴訟での配当順位に従っていないなければならない。かつ

(三) 計画に基づく手続きが終了した時、債権者が受ける債務弁済は、裁判所が債務者の破産を宣告した場合よりも多くなる。

計画に第九〇／四二条に基づく項目が全て揃っていない場合、裁判所は計画策定人を尋問する。その欠けた項目が債務者の事業更生で重要でないのであれば、計画には第九〇／四二条に基づく項目が全て揃っているものとみなす。

裁判所が計画の不承認を命じた場合、債務者の破産が相当かどうか審理する。この場合、第九〇／四八条第四段の規定を準用する。

第九〇／五九条

第九〇／四二条及び第九〇／六四条の規定下に、裁判所が計画の承認を命じた時、裁判所はその命令を計画遂行人及び計画策定人に遅滞なく通知する。計画策定人が裁判所の命令を知った時から、計画策定人の権利及び権限義務は計画遂行人に帰する。

第九〇／二〇条第四段及び第九〇／二一条第三段の規定を準用する。

債務者が第九〇／四条（三）（四）（五）または（六）に基づく債務者である場合、裁判所はタイ国銀行、証券取引監督委員会事務局、保険局、または第九〇／四条（六）に基づく国の機関に命令を通知し、裁判所が承認を命じた計画に反する何らかの命令をその権限義務を有する者が出すことを禁じる。ただし申し立てを受理した裁判所から許可を得ればその限りではない。

第九節 裁判所の事業更生計画承認命令後の手続

第九〇／六〇条

裁判所が承認を命じた計画は、第九〇／二七条に基づき事業更生で債務弁済を求めることができる債権者、及び事業更生で債務弁済を受ける権利のある債権者を拘束する。

計画を承認する裁判所の命令は、債務者のパートナーである者、もしくは債務者の共同責任者、債務者の保証人または保証人の形態にある者の裁判所の計画承認命令日の前にあった債務において責任の変更をもたらさず、当該日以降に計画に基づき生じた債務における責任を当該人物にもたらさない。ただし当該人物が文面の証拠により承諾した場合はその限りではない。

第九〇／六一條

事業更生で債務弁済を求めることができる債権者で、第九〇／二六条または第九〇／二七条第三段に基づく期間内に債務弁済を求めなかった者は、債務者の事業更生が計画に従い成功するかどうかに関わらず、債務弁済を受ける権利を失う。ただし以下の場合を除く。

- （一）計画に別段の定めがある、または
- （二）裁判所が事業更生命令の廃止を命じた。

第九〇／六二条

計画に基づく債務者の事業更生から生じる以下の債務における債権者は、事業構成で債務弁済を求めることなく債務弁済を受ける権利を有する。

- （一）計画策定人、計画遂行人、臨時計画遂行人、管財官または当該人物の代理人がなした債務。
- （二）租税債務、かつ
- （三）（労働災害）補償金基金への積立金など、支払い義務を定めた法律のあるその他の

債務。

第九〇／六三条

裁判所が計画の承認を命じた時、事業更生の成就のために計画を変更する必要がある場合、計画遂行人は計画変更を求めて提案することができる。この場合、第九〇／二〇条第四段、第九〇／四四条、第九〇／四五条第一段及び第二段、第九〇／四六条、第九〇／四七条、第九〇／五六条、第九〇／五七条、第九〇／五八条第一段及び第二段、第九〇／五九条第一段、及び第九〇／六〇条の規定を準用する。ただし計画遂行人が同意しない限り、債権者または債務者がその計画の変更を求めることを禁じる。

計画に基づく手続き期間の延長を求める計画の変更は、1回につき1年以内で2回までであればこれをなすことができるが、計画に基づく手続きが間もなく完了することが明瞭である場合、計画遂行人はさらに期間の延長を求めることができる。

債権者集会在第九〇／四六条に基づき、第一段に基づく計画の変更要求提案を容認する決議をなさなかった、または裁判所が当該計画変更提案の承認を命じなかった場合、計画遂行人は元の計画に従って債務者の事業を遂行する。

第九〇／六四条

計画遂行人は、計画または変更した計画が定めた方向に、債務者の付属定款を一新または改定する、もしくは債務者の定款の内容を改定する許可を裁判所に申し立てることができる。

裁判所が第一段に基づく許可を命じた時、第九〇／二〇条第四段の規定を準用する。

第九〇／六五条

計画遂行人は以下の場合に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 計画遂行人である法人が解散した。
- (三) 裁判所が辞任を許可した。
- (四) 裁判所から財産保全命令を受けた、または無能力者もしくは準無能力者の宣告を受けた。
- (五) 確定判決で禁錮刑判決を受けた。ただし過失罪または軽犯罪である場合を除く。
- (六) 計画に定められた要件に従い退任した。
- (七) 計画に基づく手続き期間が満了した時、または手続きが計画に基づき成就した時。
- (八) 裁判所が第九〇／六七条に基づき解任を命じた。

第九〇／六六条

計画遂行人は管財官が定めたところに基づき3か月ごとに計画に基づく業務遂行の報告

書を作成し、管財官に提出する。

第九〇／六七条

計画遂行人が計画に基づく実施をしなかった、悪意をもって任務を遂行した、債権者もしくは債務者に損害をもたらした、省令で定められた計画遂行人の資格を欠いた、または計画遂行人としてふさわしくないその他の事由がある場合、管財官が報告した、または債権者委員会もしくは債務者の経営者が申し立てた時、裁判所は計画遂行人の退任を命じる、または相当との判断に基づく何らかの命令を出す。

第九〇／六八条

計画遂行人が退任し、かつ計画に基づき進めなければならない事業がある時、管財官は新たな計画遂行人を選出するために、できるだけ速やかに第九〇／四六条に基づく決議のため債権者集会を召集する。

債権者集会を2回開いたが、新たな計画遂行人選出のための第九〇／四六条に基づく決議をなすことができない時、管財官は裁判所に報告する。この場合、裁判所は急ぎ管財官の報告を審理する。このとき管財官に3日以上前もって債務者及び総債権者に通知させる。

審理において裁判所が証拠を取り調べ、管財官、債権者、債務者の説明を聴取した時、裁判所はいずれかの者または管財官を計画遂行人に任命する、または相当との判断に従って何らかの命令があるようにする。裁判所が債務者の破産が相当と判断すれば、債務者の財産の保全を命じる。ただし債務者の破産が相当ではないと判断すれば事業更生命令の廃止を命じる。

第九〇／二一条第三段、第九〇／四四条第一段、第九〇／五一条第二段及び第三段、第九〇／五二条第一段、及び第九〇／五三条第一段及び第三段の規定を準用する。

第九〇／六九条

計画遂行人が一時的に任務を果たせない事由がある場合、または計画遂行人が退任し、裁判所がまだ新たな計画遂行人を任命していない間、裁判所はその事由がなくなるまで1人、もしくは複数の者のを臨時計画遂行人に任命する。臨時計画遂行人の任命ができない間は、管財官が臨時計画遂行人となる。

裁判所が臨時計画遂行人を任命する場合、第九〇／二〇条第四段の規定を準用する。

第九〇／七〇条

債務者の経営者、計画遂行人、臨時計画遂行人または管財官が事業更生について計画に従い成功したと判断すれば、遅滞なく裁判所に事業更生の廃止命令を求め、裁判所は審理期日を定める。事業更生が計画に従い成功したと判断すれば、裁判所は遅滞なく事業更生の廃止を命じる。ただし事業更生が計画に従ってまだ成功していないと判断すれば、裁判

所は計画に基づく実施期間内の事業更生手続きを命じる。計画に基づく実施期間が終了したが、間もなく成功にいたることが明らかであれば、裁判所はその場合に相当の期間延長をなすことができ、そうでなければ第二段に基づき手続きをとる。

計画に基づく実施期間が終了した時、事業更生が計画に基づき成功していないのであれば、計画遂行人、臨時計画遂行人または管財官は、計画に基づく実施期間の終了日から14日以内に裁判所に報告する。この場合、裁判所は急ぎ審理期日を管財官に通知し、管財官は3日以上前もって債務者及び総債権者に送達する。審理において裁判所は証拠を調べ、管財官、債権者の説明及び債務者の反対意見を聴く。債務者の破産が相当と判断すれば裁判所は債務者の財産保全を命じる。ただし債務者の破産が相当と判断しないのであれば事業更生廃止を命じる。

計画に基づく実施期間が終了してから、第二段に基づき裁判所が債務者の財産保全を命じるまで、または事業更生の廃止を命じるまで、計画遂行人、臨時計画遂行人もしくは管財官は必要なだけ債務者の事業及び財産の管理で権限義務を有する。

第九〇／七一条

裁判所が事業更生の廃止を命じたが、債務者の経営者がまだ債務者の事業及び財産の管理に入っていない時、計画遂行人、臨時計画遂行人または管財官は、債務者の経営者が債務者の事業及び財産の管理に入るまで、債務者の利益を守るため状況に相当の管理をなす権限を有する。

裁判所が事業更生の廃止を命じた日に債務者の経営者の地位が空席となっており、事業遂行ができない事由となっていれば、管財官はできるだけ速やかに債務者の経営者の任命があるように債務者の株主総会を召集する、または法律に基づく手続きを取る。

第二段に基づく手続きのため総会開催が必要な場合、管財官は当該総会の議長となり、法律に基づく総会であるものとみなす。

第一〇節 事業更生申立の却下、事業更生命令の取消、及び事業更生の廃止

第九〇／七二条

裁判所が事業更生申立の却下を命じた場合、当該命令を一部以上の流布した日刊新聞で公告し、登記官が登記書に裁判所命令を記載するため当該命令を会社登記官または関係する法人登記官に通知するとともに、場合によってはタイ国銀行、証券取引監督委員会、保険局もしくは第九〇／四条（六）に基づく国の機関に通知する。

第九〇／七三条

裁判所が事業更生命令の取消、事業更生の廃止を命じた場合、裁判所は当該命令を遅滞なく管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人、及び債務者の

経営者に通知する。

第一段に基づく裁判所の命令を知った時、管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人は債務者の経営者に対し、できるだけ速やかに債務者の財産、社印、会計帳簿及び債務者の財産と事業に係る書類を引き渡さなければならない。

管財官は事業更生命令の取消命令または事業更生の廃止命令を官報で公示するとともに、2部以上の流布した日刊新聞で公告し、登記官が登記書に裁判所命令を記載するため当該命令を会社登記官または関係する法人登記官に通知するとともに、場合によっては管財官がタイ国銀行、証券取引監督委員会、保険局もしくは第九〇／四条（六）に基づく国の機関に通知する。

第九〇／七四条

裁判所が事業更生命令の取消を命じた場合、債務者の事業及び財産の管理権限義務は債務者の経営者に帰し、債務者の株主は法律に基づく権利を取り戻す。

第九〇／七五条

事業更生の廃止命令は、事業更生において債務弁済を求めることができる債権者が弁済を求めていた債務を除き、債務者をして事業更生において弁済請求できる全債務の責に任じられない効力を有するとともに、以下の効力を有する。

（一）債務者の経営者は債務者の事業及び財産の管理権限を再び有するようになる。

（二）債務者の株主は法律に基づく権利を再び有するようになる。

（三）臨時経営者、計画策定人、計画遂行人、臨時計画遂行人の報酬、及び管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人が債務者の事業更生のためになした債務は、詐害債務を除き、債務者の全財産上の優先的債務とし、民商法典の第二五三条に基づく第一優先権と同じ順位に置かれる。

第九〇／七六条

事業更生申立の却下、事業更生命令の取消、及び事業更生の廃止における裁判所の命令は、管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人が裁判所の当該命令前になしたことに影響を及ぼさない。

第一一節 裁判所が債務者の財産保全を命じた時の弁済請求

第九〇／七七条

裁判所が第九〇／四八条、第九〇／五〇条、第九〇／五二条、第九〇／五四条、第九〇／五八条、第九〇／六八条及び第九〇／七〇条に基づき債務者の財産保全処分を命じた場合、裁判所が審理のために申し立てを受理した日を債務者の破産申し立てがあった日とみ

なし、事業更生において債務弁済を受ける権利のある債権者に加え、裁判所が事業更生を命じてから以降に生じた債務の原因により債務弁済を請求できるその他の債務における債権者は、第九一条に基づく期間内に管財官に対し債務弁済を求めて、第一〇四条から第一〇八条までに基づく手続きを取る。

臨時経営者、計画策定人、計画遂行人及び臨時計画遂行人の報酬である債務、及び管財官、臨時経営者、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人が債務者の事業更生のためになした債務、さらに債務者が第九〇/一二条（九）に基づき正当になした債務は、第九四条（二）の規定下には置かれない。

管財官、計画策定人、計画遂行人または臨時計画遂行人が債務者の事業更生のために計画に基づきなした債務は、管財官による第一三〇条（二）に基づく債務者の財産管理の費用と同じ順位に置かれる。

第一段に基づく債権者が事業更生における債務弁済請求の手数料を支払った債務については、債権者は破産訴訟における弁済請求の手数料を支払わなくてもよい。

第一回目の債権者集会において一人の債権者または複数の債権者を選出し、原告債権者としての義務を果たさせる。

第九〇/七八条

第九〇/四八条、第九〇/五〇条、第九〇/五二条、第九〇/五四条、第九〇/五八条、第九〇/六八条及び第九〇/七〇条の内容に基づき債務者の財産を保全する裁判所の命令は、その命令のあった日の前の計画に基づき善意でなされた行為には影響せず、事業更生において債権者が弁済を受ける権利を有する債務は元の状態に戻る。ただしその時における債務の態様により、そうすることができない場合はその限りではない。

第一二節 不服申立

第九〇/七九条 [廃止]

第一三節 債務者の事業更生に係る手続についての罰則規定

第九〇/八〇条

第九〇/三条に基づき申し立てた者、第九〇/二二条に基づき計画策定人選出のための集会に出席する意思を示した書式を提出した者、もしくは第九〇/二六条に基づく事業更生における債務弁済請求書を提出した者、第九〇/二七条第三段に基づき自己の権利を証明する文書を発行するよう計画策定人に要求書を提出した者で、その重要部分が虚偽で債務者、債権者、その他の者または公衆に損害を与えた者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八一条

重要部分が虚偽である債務者の事業、もしくは債務者の事業更生に係る証言をなした、または会計帳簿、書類、証拠物を管財官、計画策定人、計画遂行人もしくは臨時計画遂行人に提出した者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八二条

第九〇／一二条（九）の規定に違反した者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八三条

相当の事由なく第九〇／二〇条第二段に基づく管財官の命令に違反した、第九〇／一九条、第九〇／二一条第三段、第九〇／二四条第二段、第九〇／三四条、第九〇／三六条、第九〇／五三条第二段、第九〇／五九条第二段、第九〇／六八条第四段、第九〇／七〇条第二段または第九〇／七三条第二段の規定に違反した者は、10万バーツ以下の罰金、もしくは1年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八四条

債務者の経営者で以下のいずれかの行為をなした者は、

（一）裁判所、管財官、計画策定人、計画遂行人または債権者集会に債務者の事業もしくは財産に係る重要な内容を説明しなかった。ただし詐害の意思がないことを証明できる場合を除く。

（二）計画策定人の選定または計画に基づく債務弁済請求のために虚偽の債務を主張する者がいることを知りながら、15日以内に管財官に知らせなかった。

（三）第九〇／二七条第三段または第九〇／六二条に基づく債務弁済請求で虚偽の債務を主張する者がいることを知りながら、15日以内に管財官に知らせなかった。

（四）重要部分が虚偽であることにより債権者に損害を与えるおそれのある第九〇／六条第四段もしくは第九〇／九条第二段に基づく債務者の財産リスト、並びに総債権者の全債権、氏名及び住所を示した帳簿を提出した、または第九〇／三五条に基づく債務者の事業及び財産に係る説明をした。

20万バーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八五条

計画策定人もしくは計画遂行人の選出、または計画の容認もしくは変更において、債権者の支援または容認を得る目的により、債権者もしくはその他の者に財産またはその他の

利益を供与、要求、もしくは供与を引き受けた者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八六条

計画策定人もしくは計画遂行人の選出、または計画の容認もしくは変更において、自己またはその他の債権者の支援または容認を得るために、自己もしくはその他の者への財産またはその他の利益の要求、受け取り、もしくは受け取ることに同意した者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八七条

第三／一章に規定された権限及び義務に従った実施によって、事業更生を受けた債務者の非公開の事業もしくはデータを知っている者で、第三／一章に基づく事業更生における義務、または事業更生に資するため以外にこれを公開した者は、30万バーツ以下の罰金、もしくは3年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八八条

臨時経営者、計画策定人、計画遂行人、臨時計画遂行人である者で、債務者もしくは債権者に損害を与える目的から悪意をもって義務を遂行した、または遂行しなかった、もしくは第三／一章の規定に違反した、または従わなかった者は、50万バーツ以下の罰金、もしくは5年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第九〇／八九条

第三／一章の内容に基づく違法行為者が法人である場合、その法人の違法行為がその法人の取締役、マネージャー、もしくは業務責任者の義務行為である命令もしくは不命令、または行為もしくは不作為で生じたものであれば、その取締役、マネージャー、もしくは業務責任者は、その違法行為について規定された刑罰に処する。

第九〇／九〇条

第三／一章の内容に基づく違法行為において債務者及び債権者は被害者とする。

第四章 債務者の財産の管理方法

第一節 債務弁済請求

第九一条

破産訴訟で債務弁済を求める債権者は、原告債権者であるかどうか問わず、財産保全命

令の公示日から2か月以内に管財官に申し立てる。ただし債権者が王国外にいる場合、管財官は2か月を超えない範囲で期間を延長することができる。

債務弁済請求は書式をもってこれをなし、債権の詳細を示したリスト、及び担保として所持する、または債権者の占有下にある債務者の債権及び財産から構成される証拠を示した内容を有していなければならない。

第九二条

自己の物品に対する第一〇九条(三)に基づく差し押さえにより、または第一一五条(三)に基づく財産譲渡もしくは取消行為により、または管財官が第一二二条に基づいて契約に基づく財産もしくは権利を認めなかったことにより損害を受けた者は、第九一条に基づく期間内に物品価格、元の債権、もしくは損害に対し債務弁済を求める権利を有する。このとき債務弁済請求権の行使日から期間を起算することもできる。紛争が訴訟になった場合は訴訟が終結した日から起算する。

第九三条

管財官が債務者に代わり審理中の訴訟に参加する場合、管財官が敗訴したとき、判決に基づく債権者は訴訟終結日から起算して第九一条に基づく期間内に債務弁済を求める権利を有する。

第九四条

無担保債権者は、債務の原因が裁判所の財産保全命令前に生じたのであれば、その債権が弁済期日前であるか、要件を有しているかどうかに関わらず、債務弁済を求めることができる。ただし以下の場合を除く。

(一) 債権が法律に違反して、または公序良俗に反して生じた、または訴訟で訴えることができない。

(二) 債務者が債務超過であることを債権者が知っていた時に、債権者が債務者の債務発生行為を容認した。ただし債務者の事業の継続のために債権者が容認した債務は含まない。

第九五条

有担保債権者は財産保全処分前に債務者が差し出した担保としての財産について、債務弁済を請求することなしに財産上の権利を有する。ただし管財官にその財産の調査をさせなければならない。

第九六条

有担保債権者は以下の要件内で債務弁済を求めることができる。

(一) 総債権者のため担保となっている財産の放棄に同意した後に、全額の債務弁済を求める。

(二) 担保となっている財産に対する執行後、残額について債務弁済を求める。

(三) 担保となっている財産の競売を管財官に求めた後、残額について債務弁済を求める。

(四) 担保となっている財産の価額評価後、残額について債務弁済を求める。この場合、管財官はその価額に基づき財産を償還する権限を有する。その価額が相当でないと判断すれば、管財官は債権者と合意した方法に従いその財産を売却する権限を有する。もし合意できない場合は競売することができるが、その債権者に損害を与えてはならず、債権者または管財官は競売でセリに参加する権限を有する。換価して残った金額がどれだけであっても、債権者が申し立てた金額であるものとみなす。

管財官が文面をもって債権者に対し、債権者が債務弁済請求した日から4か月以内に、担保となっている財産の償還の権利行使、または売却の合意を通知しなかった場合、債権者が申し立てた価額に基づきその財産が債権者の所有権に帰することに同意したものとみなし、管財官はその財産の償還または売却の権利がなくなる。

本条の規定は、法律に基づき担保である財産価額を超えて債務者が責に任ぜられない場合には適用しない。

第九七条

有担保債権者が有担保債権者であることを知らせなかった場合、その債権者は担保となっている財産を管財官に返還しなければならず、財産上の権利は停止する。ただし、その債権者が裁判所に錯誤により申告しなかったことを示した場合はその限りではない。その場合、裁判所は相当との判断に基づき一部返還またはその他について定めるよう、債務弁済請求書の内容を改める権限を有する。

第九八条

弁済を求めることのできる債務が外貨によって定められている場合、裁判所が財産保全を命じた日における外貨交換レートに基づきタイ通貨として計算する。

第九九条

支払い期間が定められた貸借料またはその他の債務であり、裁判所が財産保全命令を出した日が支払日と合わない場合、債権者は裁判所が財産保全命令を出した日までの部分について債務弁済を求めることができる。

第一〇〇条

裁判所が保全命令を出した日より後の利息または利息に代わるその他の代金は、弁済を

求めることができる債務とはみなさない。

第一〇一条

何人かの連帯債務者が財産保全処分を受けた場合、その他の債務者は将来において自己が求償権を行使できる金額について債務弁済を請求できるが、債権者が全額について債務弁済を請求する権利を行使した場合はその限りではない。

前段の規定は保証人、連帯保証人または同一の態様にある者にも準用する。

第一〇二条

債務弁済請求権を有する債権者が財産保全命令時に債務者の債務者（第三債務者）でもある場合、双方の債務の目的が同一でないとしても、または要件もしくは期限があるとしても相殺することができる。ただし債権者が財産保全命令後に債務者に対し請求権を得た場合はその限りではない。

第一〇三条

すでに履行要件のある債務について弁済請求権を有する者が債務の相殺を求めた時、その者はその相殺を求める額について担保を差し出さなければならない。

第一〇四条

財産保全命令の公告日から2か月が経過した時、管財官は7日以上前もって、債務弁済請求の調査のために債務者及び総債権者を召集する。

第一〇五条

債務弁済請求の調査において、それが判決に基づく債務であるかどうかを問わず、管財官は債権者、債務者またはいずれかの者を召喚し、債務について証言させる権限を有し、裁判所にその弁済請求のある債務についての書類を送り、債務弁済請求への反対者がいるかどうかについて報告する。

第一〇六条

いずれかの債務弁済請求において、債務者、債権者または管財官が反対しない場合、裁判所は債務弁済を受ける許可を命じる権限を有する。ただし別段の命令が相当の事由がある場合はその限りではない。

第一〇七条

いずれかの債務弁済請求に反対人がいる場合、裁判所は審理の上で以下のいずれかを命じる。

- (一) 債務弁済請求の却下。
- (二) 全額の債務弁済許可。
- (三) 部分的債務弁済許可。

第一〇八条

裁判所がすでに許可した債権者の債務弁済請求において、事後に裁判所が誤って命令したことが明らかになれば、管財官が裁判所に申し立てた時、裁判所は債務弁済請求を却下する、またはすでに許可した債務額を減額する権限を有する。

第二節 債務弁済に当てられる財産

第一〇九条

以下の財産は、破産訴訟において債権者に配当できる財産であるものとみなす。

(一) 破産が始まった時点において債務者が有していた全ての財産に加え、他者の財産上の請求権。ただし以下の財産を除く。

a、債務者及び配偶者、未成年の子が地位に相当の必要に基づき使用しなければならない必需品である個人使用品。

b、債務者が職業を営むに当たって使用する動物、植物、道具及び物品で、合計価額が10万パーツ以下であるもの。

(二) 破産が始まった時点から破産者で亡くなった時点までに債務者が得た財産。

(三) その債務者の破産申し立てがあった時点において、債務者の商業上または事業において、債務者が所有者であるよう見える状況下、真の所有者の同意を得て債務者が占有する、命令権限を有する、または処分権限を有する物品。

第三節 すでになされた事業に係る破産の効果

第一一〇条

債務者の財産の一時的な押収もしくは差し押さえに係る裁判所の命令、またはその債務者の財産に対する強制執行状は、債務者の管財官に適用することはできない。ただしその強制執行が裁判所の財産保全命令日より前に完了した場合はその限りではない。

その強制執行は民事訴訟法典に基づき他の債権者が平等の訴えを提出できる期間が経過した時に完了したものとみなす。

本条の規定は、有担保債権者の担保となっている財産への強制執行の権利、または裁判所もしくは裁判所命令に基づく強制執行官への善意の支払い、または裁判所命令に基づく財産競売における善意の購入の効力には影響を及ぼさない。

第一一一条

強制執行官が財産の換価後、まだ金銭を支払っていない時、強制執行完了前に債務者の破産を求める申し立てを受けた場合、強制執行官は金銭をとどめ置き、裁判所が財産保全を命じれば強制執行官は強制執行官の費用及び原告の強制執行における手数料を差し引き、その残額は破産財団に繰り込む。この場合、強制執行官は民事訴訟法典に基づき手数料を請求しない。

第一一二条

強制執行がまだ完了していない間に、債務者が財産保全処分となった通知を受けた場合、強制執行官は自己の権限下にある、もしくは保持している債務者の財産を管財官に報告し、その財産に係る管財官の要求に従う。強制執行官の費用及び強制執行における原告の手料はその財産から先に差し引くことができる。この場合、強制執行官は民事訴訟法典に基づき手数料を請求しない。

第一一三条

民商法典に基づく詐害行為の取消を裁判所に求める場合、管財官は申し立てによってこれをなすことができる。

第一一四条

第一一三条に基づく詐害行為取消を求める法律行為が破産申し立ての前後1年以内に生じた、または報酬を求めずになされた、もしくは債務者にとって不当に少ない報酬でなされたのであれば、債務者及び受益者が債権者の不利を知っていながらなされたものであるとまず推定する。

第一一五条

破産申し立ての前後3か月以内になされた財産譲渡または債務者の行為、もしくは行為への同意は、それがいずれかの債権者をして他の債権者よりも有利にする意図があれば、管財官が申し立てた時、裁判所はその譲渡または行為の取り消しを命じる権限を有する。

有利となった債権者が債務者の内部者であれば、裁判所は破産申し立ての前後1年以内になされた譲渡または行為の取り消しを命じる権限を有する。

第一一六条

第一一五条の規定は、破産申し立て前の外部者の善意の取得、報酬には影響を及ぼさない。

第四節 財産の収集及び売却

第一一七条

裁判所が債務者の財産保全を命じた時、裁判所または管財官は債務者、債務者の配偶者、もしくは債務者の財産を占有している者と疑える者、債務者の債務者（第三債務者）であると信じられる者、または債務者の事業もしくは財産に係る内容を知らせることができると思われる者に召喚状を発行し、調査もしくは捜査する権限を有し、これらの者に対し、保持する、もしくは権限下にある債務者の事業または財産に係る書類、証拠物を提出するよう命じる権限を有する。

その者が召喚状または命令に意図的に従わない場合、裁判所は逮捕状を発行し、その者が裁判所または管財官の命令に従うまで勾留する権限を有する。

第一一八条

管財官が申し立てた時、裁判所は第三債務者である、または債務者の財産を占有していると思われる者に対し、裁判所が相当と判断した期間内に、管財官への金銭支払い、もしくは財産引き渡しをさせる権限を有する。これに従わない場合、管財官は判決に基づく債務者と同じく、その者への強制執行状を発行するよう裁判所に請求することができる。

第一一九条

債務者がいずれかの者に金銭支払いまたは財産引渡しで請求権を有していることが明らかかな時、管財官はその者に文面をもって告知した量額に基づき金銭を支払う、または財産を引き渡すよう告知し、これを拒否するのであれば告知を受けた日から14日以内に管財官に文面をもって拒否の事由を示し、そうでなければ告知した量額につき債権財団の債務者とみなすことを通告する。

その告知を受けた者が前段に基づく期間中に管財官に債務者であることを否定した場合、管財官は捜査し、その者が債務者ではないことがわかれば債務者名簿から削除し、その者に通知する。その者が債務者であるとわかればその者に責に任じる量額を文面で通知し、異議があればその文面を受け取った日から14日以内に裁判所に異議を申し立てるよう通知する。

通知を受けた者が前段に基づく期間内に裁判所へ異議を申し立てた場合、裁判所はこれを審理し、債務者であると判断すればその者に対し管財官への金銭支払い、または財産を引き渡すよう強制する。債務者でないと判断すれば債務者名簿からの削除を命じる。

管財官から通知を受けた者が前掲の期間内に否定しなかった、または異議を申し立てなかった場合、管財官は裁判所が相当と判断した期間内に債務を弁済させるよう裁判所に強制を申し立てることができる。

その者が裁判所の強制に従わない場合、管財官はその者に対し判決に基づく債務者と同じく強制執行状を発行するよう裁判所に請求する。

債務弁済を催告された者が裁判所に異議を申し立てた場合、管財官はこの件について命令がある前に一時的に、その異議申立人の財産の押収または差し押さえを命じるよう裁判所に申し立てることができる。

第一一〇条

債務者の事業の形態が存続できる相当の事由があれば、債権者集会で承認が得られた時、管財官はその事業の完遂のため債務者の事業を自ら営む、または経営のためにいずれかの者もしくは債務者を管理人とし、権限義務を定めることができる。

管財官が債務者以外の者を管理人に任命した場合、その者は管財官が命じたところに基づき保証し、債権者集会が定めた報酬を受け取る権利を有する。債権者集会が報酬を定めなかった場合、管財官が定める。

管理人は管財官が命じたところに基づき帳簿を作成し、提出しなければならない。

第一二一条

債務者が公務員である場合、裁判所が財産保全を命じた時、管財官は債権者に配当するため債務者の月給、年金、退職金、恩給または同様の金銭を担当者から受け取る権利を有する。ただし管財官は地位に相当の生活費を債務者及び配偶者に支払わなければならない。

前段の規定は、債務者が政府ではない者または組織から金銭を受け取る権利を有する場合にも適用する。

第一二二条

債務者の財産または契約に基づく権利が得られる利益よりも負担のほうが大きいと管財官が知った日から3か月以内に、管財官はその財産または契約に基づく権利の受け取りを拒否する権利を有する。

管財官の当該拒否により損害を被る者は、その損害について支払いを請求する権利を有する。

第一二三条

管財官が集めた財産について、債務者が破産した時、管財官は便利で最高の結果が得られる方法で売却する権限を有する。

競売以外の方法による売却は債権者委員から承認を受けなければならない。ただし財産が損壊しやすい、または処分が遅れれば損害が生じる、もしくは費用が財産価値を上回る場合はその限りではない。

売却または配当で管財官から財産の譲渡を受けた者は、譲渡を受けた前年の租税もしくは地方税において責に任じられない。

第五節 財産の配当

第一二四条

手数料及び費用を差し引いた残りの財産について、管財官は速やかに債権者への配当を実施しなければならない。

配当は裁判所が債務者の破産を判決した日から毎6か月以内実施する。ただし裁判所が相当の事由により延期を許可した場合はその限りではない。

第一二五条

管財官は要件または反対のある部分の配当、及び将来に生じる相当の手数料と費用を除いた残りの金額をそれ以外の債権者に配当しなければならない。

第一二六条

毎回の配当前に、管財官は7日以上前もって配当表のチェック期間を1部以上の日刊新聞で公告し、債権者及び破産者に通達する。反対する者がいない場合、その配当表は正しく最終的なものとみなし、管財官は事務所に配当表を掲げ、債権者に配当する額を知らせる。

第一二七条

利害関係者で反対する者があれば、管財官は反対及び債権者と破産者の説明を検討した上で相当との判断に基づき命令する。

反対する利害関係者は命令を聞いた日から7日以内に裁判所に異議を申し立てる。

裁判所に異議を申し立てた者がいる場合、管財官は裁判所が命じるまで配当支払いを延期する。ただし延期により利害関係者が損害を受けると判断すれば、管財官は将来生じる相当の手数料と費用を差し引き、その残額を異議申し立てをしていない債権者にまず配当することができる。

第一二八条

全部合わせても配当額が1パーツに満たない債権者に対する配当を禁じる。

第一二九条

破産者の夫または妻は、他の債権者が満足のゆく支払いを受けた時、債権者の地位において配当を受けることができる。

第一三〇条

債権者への配当においては以下の順位に従い費用、負債を支払う。

- (一) 債務者の相続管理費用。
 - (二) 債務者の財産管理における管財官の費用。
 - (三) 地位に相当の債務者の葬式代。
 - (四) 第一七九条 (三) に基づく財産収集における手数料。
 - (五) 原告の債権者の手数料及び裁判所または管財官が定めた弁護士費用。
 - (六) 財産保全命令前の6か月以内に支払い期が来た租税、並びに民商法典第二五七条及び労働保護法に基づき被雇用者が労働によって財産保全命令前に権利を得、使用者が債務者になっている金銭。
 - (七) その他の負債。
- いずれかの順位で負債額の全額支払に不足する場合、その順位の債権者は割合に基づき配当を受ける。

第一三〇条の二

第一三〇条 (七) に基づく債務で、他の債権者が全額支払を受けた時に債権者は債務弁済を受ける権利を有すると法律または契約により定められている場合、当該債権者はその法律または契約で定められたところに基づき自己が有する権利に従い、配当を受ける権利を有する。

第一三一条

最後の配当前に、管財官は労賃または管財官の命令により出費する金銭未払いの関係者に通知し、その通知から14日以内に未払いに係る金銭リストを送るよう知らせる。期間内に知らせない場合、管財官はその未払いに係る金銭は考慮せずに最終配当を実施する。通知を受けた者が当該手続きをとらない場合は請求権を失う。

前段の当該期間について管財官は相当の事由があれば延長する権限を有する。

第一三二条

本法令に規定されたところに基づき債務を返済し、並びに破産訴訟における諸手数料及び費用を全額支払った後、まだ財産の残りがあれば破産者に返還する。

第六節 訴訟の終結

第一三三条

管財官が債務者の財産配当をした、または和議における合意に基づく行為を終えた、もしくは債務者に配当する財産がなくなった時、管財官は破産訴訟における事業報告書及び支出入帳簿を作成し、裁判所に提出するとともに、裁判所に訴訟手続き終結命令を出すよう求める。

管財官の報告書及び帳簿、並びに債権者もしくは利害関係者の反対を審理した後、裁判所は訴訟手続きが終結したこと、または終結しないことを命じる。

裁判所が訴訟手続きを終結しないことを命じた場合、債権者もしくは利害関係者が申し立てた時、裁判所は管財官に対し背任行為または不作為における責任を命じることができる。

訴訟手続き終結命令はその命令日までの任務における責任から管財官を離任させる。

裁判所の命令が錯誤によるものである場合、裁判所は訴訟手続き終結命令を取り消すことができる。

第一三四条

訴訟手続き終結命令は諸事業の中止に効力を有するが、破産訴訟は終結させず、以下の義務から管財官を解放しない。

- (一) 第一六〇条に基づく義務。
- (二) 法律が規定した許可義務。
- (三) 破産者の支出入簿の検査義務。

破産者が新たに財産を有していると判断すれば、管財官は裁判所に訴訟手続きの再開を求めることができる。

第七節 破産廃止

第一三五条

利害関係者または管財官が申し立てた時、以下のいずれかの事由が明らかであれば、裁判所は破産廃止を命じる権限を有する。

(一) 原告債権者が非協力的である、または手数料もしくは費用を出そうとしない、または管財官が要求する保証金を積もうとせず、原告債権者が従わなかった、もしくは怠った日から1か月の期間内に他の債権者も当該行為をなすことができないことにより、管財官が総債権者の利益のための実施ができない。

(二) 債務者が破産宣告を受けるべきでない。

(三) 破産者の債務が全て弁済されている。

債務者がいずれかの債務について否定しているが、全額の支払いを約束した契約を交わし、裁判所に保証金を積んだ場合、または債権者をさがすことができないが、債務者が裁判所に全額を預託した場合は、その債務が全て弁済されているものとみなす。

(四) 管財官が最後の配当を実施し、債権者に配当する財産がなくなったが、10年経っても管財官が債務者の財産をそれ以上収集できず、破産者の財産収集を管財官に求める債権者がいなくなった。

第一三六条

第一三五条（一）または（二）に基づく破産廃止命令は債務者の債務を免除しない。

第一三七条

破産廃止命令は裁判所または管財官がそれまでになしたことに影響しない。裁判所が定めたとおりに基づき、または定められなかったとしても、いずれかの者のものになった破産者の財産は破産者に返還する。

第一三八条

裁判所が破産廃止を命じた時、管財官は官報に公示し、1部以上の日刊新聞で公告する。

第五章 管財官

第一節 任命及び解任

第一三九条

大臣はその能力または職務地位により相当と判断した1人、もしくは複数の者を管財官に任命し、解任する権限を有する。

管財官の任命、解任は官報で公示する。

第二節 権限義務

第一四〇条

裁判所における訴訟当事者として、債務者の財産管理において、または任務に従ったその他の行為において、管財官は「チャオパナックガーンピタクサップ（管財官）・コーン（の）……ルークニー（債務者）」または「チャオパナックガーンピタクサップ（管財官）・コーン（の）……プーロムララーイ（破産者）」という身分名を使用し、空白の部分に債務者または破産者の名を入れる。

第一四一条

裁判所における審理において管財官は代理人として弁護士を雇用することができる。

第一四二条

他の条項に規定された以外に管財官は以下の義務を有する。

（一）裁判所が必要とするところに応じて債務者の事業、財産または行状に係る内容を報告する。

(二) 本法令に基づく裁判所の審理において債務者またはその他の者への質問で助力する。

第一四三条

任務の遂行において管財官は、問題になっている点について命令があるよう裁判所に申し立てることができる。

第一四四条

管財官が債務者の財産管理に資するため借入が必要と判断すれば、裁判所から許可を受けた時に借入をなすことができる。

第一四五条

管財官は債権者委員の承認を受けた時に以下の行為をなすことができる。

- (一) 破産訴訟における財産引き出し、保持。
- (二) 競売方法以外の財産譲渡。
- (三) 権利放棄。
- (四) 破産訴訟における財産に係る民事の訴え、もしくは訴えの取り下げ。または破産訴訟の訴え、もしくは訴えの取り下げ。
- (五) 和解または仲裁調停機関への判定依頼。

第一四六条

破産者、債権者またはいずれかの者は、管財官の行為もしくは決定によって損害を被った場合、その行為もしくは決定を知った日から14日以内に裁判所に申し立てることができる。裁判所は追認、見直し、もしくは変更を命じる、または相当との判断に基づき何らかの事項について命じる権限を有する。

第一四七条

任務遂行において管財官は個人としての責任に問われないが、悪意による行為、または重大な過失による行為はその限りではない。

第一四八条

本法令に規定されたところに基づく行為または不作為における管財官または本法令に基づくその他の担当官への訴えは、訴訟追行権が生じた日から6か月以内に訴え出ない場合、時効消滅とみなす。

第六章 裁判所の権限と破産裁判審理手続

第一節 裁判所の権限

第一四九条 [廃止]

第一五〇条

破産の訴え、または申し立ては、自己もしくは代理人による訴え時もしくは申し立て時に、またはそれ以前の1年以内に債務者が住所を有する、もしくは事業を営む地区の裁判所に提出する。

第一五一条

裁判所は管財官が正しく任務を遂行するよう監督しなければならず、このために帳簿の件について、または破産訴訟審理に係る件について説明するよう管財官に命じる、または相当との判断に基づく行為をなすよう、もしくははなさないように命じる権限を有する。

第一五二条

管財官が破産訴訟において悪意によって、または重大な過失によって破産財団に損害を生じさせた場合、裁判所は相当との判断に基づき管財官に個人的に賠償するよう命じる権限を有する。

第二節 破産訴訟の審理手続

第一五三条 [廃止]

第一五四条

裁判所が債務者の財産について仮保全処分を命じた訴訟において、原告の債権者が訴えを放棄した、取り下げた、または審理期日に出頭しなかった場合、裁判所が訴訟抹消を命じる前に、7日以上前もって総債権者に知らせるために1部以上の日刊新聞に公告する。

第一五五条

原告債権者は総債権者の利益に配慮し、債務者の財産収集で管財官に助力する義務を有し、破産訴訟における一連の手数料、損害及び費用の責に任じる。管財官は責任の保証とするために必要な額に応じ原告債権者に保証請求する権限を有する。

第一五六条

原告債権者が管財官への助力を怠った、または第一五五条に掲げた保証を通知から7日

以内に差し出さなかった場合、管財官は債権者集会の承認をもって別の債権者を原告債権者に出す権限を有する。

第一五七条

国内の総債権者に集会期日または何らかの送達をした時、何人かがそれを受け取らなかったとしても、集会またはその件が取り消されることにはならない。

第一五八条

利害関係者が管財官にはいずれかの財産について差押えの権利がないと判断すれば、管財官に反対する。管財官が反対意見を受け取った時、これを調査し、命令を出す。管財官が引き出しを命じなかった場合、その者は命令を知った日から14日以内に裁判所に申し立てる権利を有する。裁判所が申し立てを受理した時、裁判所は審理し、管財官に訴訟で対抗するよう求め、通常の訴訟と同じように決定を命じる。

第一五九条

裁判所が判決した、または何らかの命令を出した時、管財官に通知する。

第七章 捜査及び罰則規定

第一節 捜査

第一六〇条

破産訴訟の審理中に債務者またはいずれかの者が破産に係る刑事上の違反行為をなしたと信じられる事由がある場合、管財官は刑事訴訟法典に基づく捜査官とする。

検察官が管財官の意見に反して起訴すべきでないと判断した場合、捜査内容を検事総長に送付し、検事総長は何らかについて命じる。

第二節 罰則規定

第一六一條

債務者で第六七条（三）の規定に違反し、相当の弁明をしなかった者は、100パーツ以下の罰金、もしくは2か月以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一六二條

債務者で第六四條、第六五條、第七九條または第八〇條の規定に違反し、相当の弁明をしなかった者、または管財官の第一六條（一）に基づく任務遂行に従わない者は、200

パーツ以下の罰金、もしくは4か月以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一六三条

債務者で以下のいずれかの行為をなした者は、1000パーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

(一) 第二三条、第三〇条または第六七条(一)もしくは(二)の規定に違反し、相当の弁明がない。

(二) 自己の事業または財産に係る重要な内容について裁判所、管財官もしくは債権者集会に知らせなかった、もしくは虚偽の内容を知らせた。ただし詐害するつもりはなかったことを証明できるときはその限りではない。

(三) 破産訴訟における支払いを求めて虚偽の債権を主張した者がいることを知っているながら、またはそうした者がいると信じられる事由がありながら、1か月以内に管財官に知らせなかった。

第一六四条

債務者の破産を求める前後の1年以内に、かつ財産保全命令がある前に債務者で以下の行為をなした者は、1000パーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

(一) 自己の事業または財産に係る社印、会計帳簿または書類を移した、隠した、破壊した、損壊させた、もしくは変更した、またはそうした行為を黙認した。ただし自己の事業状況を隠すつもりはなかったことを証明できるときはその限りではない。

社印、会計帳簿もしくは書類の紛失、損壊または変更が明らかであれば、債務者がそれをなしたものとまず推定する。

(二) 自己の事業もしくは財産に係る会計帳簿または書類において重要な内容を記載しなかった、または虚偽の内容を記載した、またはそうした行為を黙認した

(三) 購入し、その代価を支払っていない財産を質または抵当に入れた、または販売した。ただしその行為が債務者の通常取引であり、詐害の意志がなかったことを証明できるときはその限りではない。

(四) 詐略を使って他者から信用供与を受ける、もしくは自己の財産を譲渡隠匿する、もしくは悪意をもって引き渡す。または自己の財産に拘束義務をもたらす行為をなす、もしくは他者のそうした行為を容認する。または自己が支払いの義務のない債務弁済を裁判所に判決させることで他者と同意する。

第一六五条

裁判所が財産保全を命じた時から破産を免れる時までの間に、以下のいずれかの行為をなした債務者は、1000パーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科

に処する。

(一) 自己が財産保全処分または破産宣告されていることを知らせずに100パーツ以上の信用供与を受ける。

(二) 財産保全処分または破産宣告を受けた自己の名ではない別名を使って商売もしくは事業を営み、自己が財産保全処分または破産宣告されていることを知らせずに信用供与を受ける。

(三) 他者の名を使って商売または事業を営む。

(四) 以下の事項について2部以上の日刊新聞に公告せずに、財産保全処分または破産宣告を受けた自己の名ではない別名を使って商売もしくは事業を営む。

- a、財産保全処分または破産宣告を受けた本名及び変名。
- b、財産処分を受けた時点における商売または事業を営んでいるタムボン（町）。
- c、商売または事業で以後使用を望む本名または変名。
- d、以後営む商売または事業の形態。
- e、商売または事業を営むタムボン。

第一六六条

財産保全処分を受けた時における商売または事業による負債を有する債務者が以下のいずれかの行為をなせば、500パーツ以下の罰金、もしくは1年以内の禁錮、またはその併科に処する。

(一) 管財官が調査、もしくは裁判所が審問した時に、破産申し立てまでの1年間、破産申し立てから財産保全命令までの期間内に多額の財産を失ったことについて債務者が相当の事由を挙げるができなかった。

(二) 破産訴訟で支払い請求できる債務行為で、その債務弁済ができないと信じられる事由がある。

第一六七条

商業登記法に示された商業を営む者で、財産保全処分を受けた日から3年以上遡った帳簿がなく、その時点で適用されている会計法の規定に基づき自己の営業または財務ポジションを十分に示すことができない者は、500パーツ以下の罰金、もしくは1年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一六八条

債務者の破産申し立てのあった前後6か月の間、または破産を免れるまでの期間に、100パーツ以上の債権者に配当すべき財産を持ち出そうとして出国した、もしくは出国しようとした債務者は、詐害の意図がなかったことを証明できる場合を除き、1000パーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一六九条

裁判所が財産保全を命じた後に、破産訴訟における裁判所の呼出状もしくは召喚状から逃れる、または自己の事業もしくは財産に係る尋問、調査を逃れる、または破産訴訟の審査プロセスに対し妨害する意図をもって、それまでいた場所、もしくは事業地から隠れた、またはいなくなった、または最後の事業を営んだ、または出国した債務者は、500バーツ以下の罰金、もしくは1年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一七〇条

裁判所が財産保全を命じた後、和議においていずれかの債権者から同意を得る、または自己の事業もしくは破産に係る合意のために、または破産からの復権に反対しないように、詐欺行為をなした、または債権者に対し何らかの利益を供与した、利益供与を提案した、もしくは合意した債務者は、1000バーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一七一条

債権者もしくは債権者の代理人で、破産訴訟、もしくは和議、または債務者の財産に係る合意において、重要部分が真実でないにもかかわらず債務の弁済を言い立てた、もしくは請求した者は、詐取の意図がなかったことを証明できる場合を除き、1000バーツ以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

第一七二条

債権者もしくは債権者で、和議または破産からの復権で同意もしくは反対しないことを理由に、自己または他者への利益とするために担保資産もしくは何らかの利得を要求する、受ける、もしくは受け取りを承諾した者は、その利得の5倍以下の罰金に処する。

第一七三条

財産保全命令があったこと、またはあることを知っていた者で、悪意をもって債務者の財産を移した、隠匿した、販売に応じた、もしくは管理した者は、その財産価額の2倍以下の罰金、もしくは2年以内の禁錮、またはその併科に処する。

本条に資するため、管財官が財産保全命令を官報で公示し、日刊新聞で公告した時、すべての者がその命令を知ったものと推定する。

第一七四条

破産訴訟審理に係る何らかの書類を閲覧または複写する意図をもって自己が債権者であると偽った者は、500バーツ以下の罰金に処する。

第一七五条

以下の者は、債務者の経営者である時になした事業について、債務者と同じ刑事上の権利及び責任を有する。

(一) 債務者が登記済みの普通パートナーシップ、または有限パートナーシップであれば、マネージング・パートナーもしくは経営に関与するパートナー、または当該パートナーシップの清算人。

(二) 債務者が株式会社であれば、その会社の発起人、取締役、マネージャー、被雇用者、または清算人。

(三) 債務者が(一)及び(二)に掲げた以外の法人であれば、その法人のマネージャーまたは清算人。

(四) 債務者が代理人、経営者としての被雇用者を有する場合、その債務者の代理人または被雇用者。

(五) 債務者が死亡した場合、その債務者の相続人、遺産管理人、または相続財産占有者。

第八章 雑則

第一節 未払金

第一七六条

管財官が最終配当をなした後、裁判所が訴訟終結を命じた日から5年以内に受け取りに現れる者がなかった未払い金があれば、管財官は2か月以内に受け取りに現れるよう1部以上の日刊新聞に公告しなければならない。期間内に現れなかった場合、この未払い金は国庫に帰する。

第二節 外国に係る破産

第一七七条

本法令に基づく財産保全または破産は王国内における債務者の財産に適用される。

他国の法律に基づく財産保全または破産は王国内にある債務者の財産には適用されない。

第一七八条

王国外に住所を有する外国債権者は以下の要件に従った時、破産訴訟において債務弁済を求めることができる。

(一) 自国の法律に基づく破産訴訟及び裁判所においてタイ国内の債権者も債務弁済を

求める権利があることを証明しなければならない。

(二) 自己が王国外にあって唯一、債務者の財産を受け取った、または受け取る権利がある、もしくは債務者の財産からどれだけ配当を受ける権利があるかを説明しなければならない、もしあれば当該債務者の財産を王国内における債務者の破産財団に加えることを容認する。

第三節 手数料

第一七九条

破産訴訟における手数料は以下の額とする。

(一) 裁判所への破産の訴え、または申し立てにあたっての予納金、500バーツ。

(二) 破産訴訟における債務弁済請求書提出手数料、200バーツ。ただし判決に基づく債権者、または5万バーツ以下の債務弁済を請求する債権者の請求である場合を除く。

(三) 債務弁済請求の件での異議申し立てのある場合における予納金、200バーツ。

(四) 財産収集における手数料は、収集できる差し引き金額の3%。売却または販売のない財産についてはその財産価額の3%。ただし和議がある場合は和解された金額の3%。ここに額が多いほうとする。

このほかの手数は民事訴訟法典に基づく手数料と同額とする。

第一八〇条

十分な残金があれば、管財官は証人または召喚された者の手当て及び交通費を支払う。ここに民事訴訟法典に規定された額を準用する。

第一八一条

本法令に基づき債務者が管財官に提出しなければならない書式は、印紙税を免除する。

(おわり)